

## 医師国家試験事業外11試験事業 民間競争入札実施要項（案）

平成※年※月

厚生労働省

## 1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目的とするものである。

上記を踏まえ、厚生労働省は、公共サービス改革基本方針（平成27年7月10日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された医師国家試験事業外11試験事業（以下「試験実施事業」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。

なお、試験実施事業の実施に当たっては、その重要性に鑑み、公正かつ的確に実施しなければならない試験実施事業全般の政策目標に十分配慮するものとする。

## 2. 試験実施事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき試験実施事業の質に関する事項

## (1) 試験実施事業の概要

## ① 医師国家試験事業外11試験の概要

医師国家試験事業外11試験は、下記の各職種に必要な知識・技能を有するかどうかを判定することを目的に、年1回、厚生労働大臣が実施している。

厚生労働大臣が行う試験の実施に関する事務のうち、試験問題の作成及び採点、合格決定等を除く事務については、各地方厚生（支）局（沖縄分室を含む。）において実施しており、これらの事務がこの民間競争入札の対象となる。具体的には、会場確保、受験案内・願書・受験写真用台紙配付・受付等、受験票の送付、試験会場設営、試験の監督・運営、合格発表等がある。

## イ. 医師国家試験

医師国家試験は、医師法（昭和23年法律第201号）第9条及び第10条に基づき、厚生労働大臣が医師として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験の内容は、臨床上必要な医学及び公衆衛生に関するもの。
- ・筆記試験（客観式）。

ロ. 歯科医師国家試験

歯科医師国家試験は、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第9条及び第10条に基づき、厚生労働大臣が歯科医師として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験の内容は、臨床上必要な歯科医学及び口腔（くう）衛生に関するもの。
- ・筆記試験（客観式）。

ハ. 保健師国家試験

保健師国家試験は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第17条及び第18条に基づき、厚生労働大臣が保健師として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験科目は、公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論。
- ・筆記試験（客観式）。

ニ. 助産師国家試験

助産師国家試験は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第17条及び第18条に基づき、厚生労働大臣が助産師として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験科目は、基礎助産学、助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理。
- ・筆記試験（客観式）。

ホ. 看護師国家試験

看護師国家試験は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第17条及び第18条に基づき、厚生労働大臣が看護師として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験科目は、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、健康支援と社会保障制度、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護論及び看護の統合と実践。
- ・筆記試験（客観式）。

ヘ. 診療放射線技師国家試験

診療放射線技師国家試験は、診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第17条及び第18条に基づき、厚生労働大臣が診療放射線技師として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験科目は、基礎医学大要、放射線生物学（放射線衛生学を含む。）、放射線物理学、放射化学、医用工学、診療画像機器学、エックス線撮影技術学、診療画像検査学、画像工学、医用画像情報学、放射線計測学、核医学検査技術学、放射線治療技術学及び放射線安全管理学。
- ・筆記試験（客観式）。

ト. 臨床検査技師国家試験

臨床検査技師国家試験は、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第11条及び第12条に基づき、厚生労働大臣が医師又は歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うに当たり必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験科目は、医用工学概論（情報科学概論及び検査機器総論を含む。）、公衆衛生学（関係法規を含む。）、臨床検査医学総論（臨床医学総論及び医学概論を含む。）、臨床検査総論（検査管理総論及び医動物学を含む。）、病理組織細胞学、臨床生理学、臨床化学（放射性同位元素検査技術学を含む。）、臨床血液学、臨床微生物学及び臨床免疫学。
- ・筆記試験（客観式）

#### チ. 理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験

理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験は、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第9条及び第10条に基づき、厚生労働大臣が理学療法士及び作業療法士として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・理学療法士国家試験の試験科目は、解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む。）、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び理学療法。
- ・作業療法士国家試験の試験科目は、解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む。）、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び作業療法。
- ・筆記試験（客観式）

#### リ. 視能訓練士国家試験

視能訓練士国家試験は、視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第10条及び第11条に基づき、厚生労働大臣が視能訓練士として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験科目は、基礎医学大要、基礎視能矯正学、視能検査学、視能障害学及び視能訓練学
- ・筆記試験（客観式）

#### ヌ. 管理栄養士国家試験

管理栄養士国家試験は、栄養士法（昭和22年法律第245号）第5条の2に基づき、厚生労働大臣が管理栄養士として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験科目は、社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論。

- ・筆記試験（客観式）

ル. 薬剤師国家試験

薬剤師国家試験は、薬剤師法（昭和35年法律第146号）第11条及び第12条に基づき、厚生労働大臣が薬剤師として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験の科目は、物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度・倫理、実務
- ・筆記試験（客観式）

② 試験実施時期

試験は、試験ごとに年1回実施しており、概ね2月から3月に各1～3日間の試験日が設定されている。

(2) 民間競争入札の対象となる試験実施事業を行う地域（以下「入札対象地域」という。）

入札対象地域は次表のとおりである。全ての試験、全ての地域を一括して入札を実施する。

試験地	医師	歯科医師	保健師 助産師 看護師	診療放射線 技師	臨床検査 技師	理学療法士 作業療法士	視能訓練士	管理栄養士	薬剤師
北海道	○	○	○	○	○	○		○	○
青森県			○						
宮城県	○	○	○	○	○	○		○	○
東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	○	○							
愛知県	○	○	○	○	○	○		○	○
石川県	○		○						○
大阪府	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	○	○	○	○	○				○
岡山県								○	
香川県	○		○	○	○	○			
徳島県									○
福岡県	○	○	○	○	○	○		○	○
熊本県	○								
沖縄県	○		○		○	○		○	

○印を付した試験地で該当する試験を実施する

(3) 民間競争入札の対象となる試験実施事業の詳細な内容

民間競争入札の対象となる試験実施事業（以下「入札対象事業」という。）は、会場確保、受験案内・願書・受験写真用台紙配付・受付等、受験票の送付、試験会場設営、試験の監督・運営、合格発表等の業務である。

① 事業期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。（平成30年試験から平成32年試験までの受験案内・願書・受験写真用台紙配付・受付等、受験票の送付、試験会場設営、試験の監督・運営、合格発表等並びに平成30年試験から平成33年試験までの会場確保業務（会場確保業務については2.（3）④ハを参照のこと）

② 厚生労働省からの無償貸与物件（提供時期）

各種マニュアル（入札説明会時）

- ・ 医政局所管国家試験実施細則、管理栄養士国家試験実施要領及び薬剤師国家試験実施細則

（注）上記資料の開示に当たっては、第三者に公表しないこと及び民間競争入札の目的以外には利用しない旨の誓約書を徴することとする。また、入札に参加しない場合は入札参加申込期限までに、入札に参加する場合は開札日までに返却すること。なお、落札者については、開札日以降引き続き貸与することとし、請負事業を終了し若しくは中止した日が属する月の月末までに返却すること。

### ③ 業務の引継

民間事業者は、請負契約の終了に伴い請負う者に変更がある場合は、次に請負う者に対し必要な引継を書面でしなければならない。

### ④ 事業内容

#### イ. 施設の概要

入札対象事業は、各試験において、それぞれ下記に示す程度の規模の出願者を対象として実施するものである。したがって、入札対象事業の実施に当たっては、これらの規模の出願者を収容可能な大学等の施設を借り受けた上で実施する必要がある。

現時点において想定している出願者数の規模(平成30年実施分)	
医師国家試験	11,000人程度
歯科医師国家試験	4,000人程度
保健師国家試験	9,000人程度
助産師国家試験	2,000人程度
看護師国家試験	65,500人程度
診療放射線技師国家試験	4,000人程度
臨床検査技師国家試験	5,000人程度
理学療法士国家試験	14,500人程度
作業療法士国家試験	8,500人程度
視能訓練士国家試験	900人程度
管理栄養士国家試験	23,500人程度
薬剤師国家試験	15,000人程度
注:全試験会場の合計人数である	

なお、試験区分、試験地別の内訳は次のとおりである。

試験地	医師	歯科医師	保健師	助産師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	管理栄養士	薬剤師
北海道	400	190	220	60	3,130	210	160	550	440		1,100	620
青森県			290	20	1,340							
宮城県	850	260	510	130	3,140	100	140	750	600		1,840	1,080
東京都	3,540	1,900	3,130	660	20,000	1,480	2,300	4,460	2,380	500	8,560	6,100
新潟県	160	150										
愛知県	1,050	350	1,010	230	6,510	580	390	1,660	920		2,620	1,250
石川県	500		420	40	1,920							300
大阪府	1,670	570	1,410	390	11,100	790	760	3,160	1,600	400	4,170	3,100
広島県	660	70	540	90	3,950	180	230					700
岡山県											1,880	
徳島県												500
香川県	660		490	80	3,680	200	300	770	560			
福岡県	1,100	510	830	270	9,820	460	670	2,930	1,820		3,120	1,350
熊本県	260											
沖縄県	150		150	30	910		50	220	180		210	
計	11,000	4,000	9,000	2,000	65,500	4,000	5,000	14,500	8,500	900	23,500	15,000

数値のある欄の試験地で該当する試験を実施する。前記2（2）参照。

#### ロ. 業務実施上の注意

入札対象事業は下記ハ～チの各工程からなっている。民間事業者は業務の実施に当たり、以下のことに注意するほか、担当者を定めた上で、厚生労働省と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めること。

また、今後の関係法令の改正等により試験制度に変更があった場合には、それに伴う所要の修正を行う場合がある。

- a) 入札対象事業の実施に当たり、作業フロー及び総括責任者、事業担当者等の作業体制、役割分担等、責任の所在を明確にすること。
- b) 入札対象事業の工程ごとの作業方針及びスケジュールの策定並びに訪問及び郵送での書面による願書の受付窓口住所及び電話等による照会窓口の決定を平成30年試験については、平成29年5月中旬、平成31年試験については、平成30年5月中旬、平成32年試験については、平成31年5月中旬までに行い、厚生労働省と調整すること。
- c) 受験申請者からの問い合わせや苦情等に対する対応については、専用回線を敷設するなど適切に行うこと。
- d) 事故等が発生した場合は、迅速に対応するとともに速やかに厚生労働省に報告しなければならない。

#### ハ. 試験会場の確保業務（12月～3月）

- a) 平成30年に実施予定の試験については、厚生労働省及び前請負民間事業者が平成29年5月末までに確保する試験会場を使用すること（試験会場の使用許可は本事業を請け負う民間事業者が自ら取得すること。）。

平成31年以降に実施する試験については、これまでの借上げ実績及び受験願書の出願状況等を参考に、厚生労働省と協議の上、民間事業者において試験会場（試験室、予備室及び試験事務室）を前年度3月までに確保するとと



もに、最寄りの交通機関からの道順、目標物等を明示した試験会場の案内図を作成し、厚生労働省に送付すること。

なお、契約の最終年度においては、平成32年度中に実施予定の平成33年試験までの試験会場を確保し、その使用許可又は内諾を受けた状態を当該試験以降に試験を実施する者に引き継ぐこと。

- b) 試験会場については、空調設備（暖房。ただし沖縄については冷房。）を完備したものを確保すること。また、試験監督官等が受験者に個別に問題等を容易に配付できる広さの通路を確保するほか、原則として各受験者の間に1席分以上の間隔を確保すること。

また、経済連携協定（EPA）に基づく看護師国家試験受験者用の試験室を別途確保すること。なお、当該受験者については、厚生労働省が別途指示する。

- c) 身体に障害を有する者等の受験申請者を想定し、当該受験者用の試験室を別途確保すること。なお、受験申請者から提出される配慮事項申請書の受付方法や対応等については、厚生労働省が別途指示する。
- d) 試験日については、厚生労働省が別途指示するので、民間事業者は当該試験日における各会場の手配を行うこと。
- e) 試験会場については、原則として試験日前日から借り上げること。
- f) 体調不良者等に対応するための予備室を別途確保すること。

## 二. 受験案内・願書・受験写真用台紙配付、願書受付業務

- a) 受験案内・願書配付（おおむね9月上旬～翌年1月中旬）

民間事業者は、受験申請者等からの請求に応じ、郵送による受験案内・願書・受験写真用台紙の配付を行う。なお、各地方厚生（支）局（沖縄分室を含む。）においても、受験案内・願書・受験写真用台紙の備置配付を行うものとする。

民間事業者は、郵送用の受験案内・願書・受験写真用台紙の部数が不足するおそれが生じた場合には、事前に厚生労働省に連絡を行うこと。

- b) 願書受付・審査（11月～翌年2月）

民間事業者は、訪問及び郵送での書面による願書の受付を行うものとする。願書の送付先は、民間事業者において、個人情報が入力され収入印紙が貼付された願書を管理するのに適当な場所をあらかじめ確保した上で厚生労働省と協議し、指定された住所地とし、受付に当たっては、願書記載事項の記載漏れ、記載誤り等がないか、試験免除がある場合はその証明となる免除通知書等の添付があるか、受験手数料相当額の収入印紙が貼付されているか、受験票返信用封筒の同封漏れ・切手の未貼付がないか等を審査し、不備があった場合は、必ず本人に確認し補正すること（管理栄養士国家試験については、

受験者が切手を貼付した返信用封筒がないことから、受験票返信用封筒の同封漏れ・切手の未貼付がないかの審査は必要ない)。なお、民間事業者において判断できない重要な記載不備等が認められた場合には、厚生労働省と協議すること。

受験者の氏名、年齢、生年月日等の個人情報、他人に漏洩しないように厳重に管理すること。

訪問による願書受付については窓口で直ちに審査を行い、不備等がある場合には出願者に返却して補正を求めるものとする。

受験願書の受付期間中においては、訪問による願書の受付を行うため、民間事業者は地方厚生（支）局（沖縄分室を含む。）ごとに、原則として同一市町村内に窓口を設置しなければならない。また、電話等による照会窓口を、試験区分毎に少なくとも1カ所は通年開設する必要がある。（従来の実績としては、窓口では願書受付から合格発表まで実施していたことから12月上旬から5月上旬頃まで開設していた。また、電話等による照会窓口は、1カ所通年開設していた。なお、受付窓口の開設期間（終期）について、29年度以降は3月まで（管理栄養士試験の合格発表時期の前倒しに伴い4月、5月は不要）となる。）

c) 受験番号の付番（11月～翌年2月）

民間事業者は、記載事項や添付資料に不備のないことを確認し、不備のないものについては願書等の振り分けを行い、受験番号の付番を行うこと。

また、提出者数報告、教室別受験者数、受験願書整理表を作成し、厚生労働省へ送付すること。

なお、身体の障害により特別の配慮を有する受験者、EPAに基づく看護師国家試験受験者等の付番方法については、厚生労働省の指示に従うこと。

d) コンピュータ入力カードの送付（12月～翌年2月）

受験番号の付番終了後、速やかに受験写真用台紙のコンピュータ入力カード（受験願書のうち、氏名等を登録するため民間事業者から厚生労働省に送付することとなっている部分をいう。以下同じ。）を受験番号順に100枚ごとに綴り、発送枚数を記載した発送票とともに出願期間最終日から10営業日以内に厚生労働省あて発送すること。

e) 受験票の送付（12月～翌年2月）

民間事業者は、受験番号の付番後、厚生労働省が指定する時期に受験票返信用封筒により受験者に受験票を送付すること。その際、併せて、試験会場の案内図等を同封すること。なお、管理栄養士国家試験の受験票については、厚生労働省が指定する時期に、受験者に厚生労働省が準備した受験票を送付すること（受験者が切手を貼付した返信用封筒がないことから、本事業の経



費により送料を負担)。

- f) 民間事業者は、受験番号順に試験室（予備室を含む。）の割り振りを行い、確保した試験会場における部屋割表（試験事務室（本部）の部屋番号並びに試験室ごと及び予備室ごとの部屋番号、収容人数及び試験区分）を作成し厚生労働省に送付すること。

民間事業者は、試験実施に必要な各試験会場の教室数を確定し、試験会場における教室の状況を確認した上で、試験会場の使用許可を取得すること。  
なお、使用許可を取得した旨を厚生労働省へ報告すること。

- g) 願書等の送付（3月）

民間事業者は、合格発表後、速やかに願書等を厚生労働省へ送付すること。

- ホ. 会場責任者、試験監督員等（以下「会場責任者等」という。）の確保及び割付業務（1月～2月）

- a) 民間事業者は、試験運營業務に支障を来たさないよう、厚生労働省の想定する実施体制（1試験会場1日当たり会場責任者1名及び副会場責任者1名、1試験室当たり主任監督員1名、受験者50名当たり監督員2名。最低でも各試験室に主任監督員及び監督員2名の3名を配置すること。）を目安として、会場責任者等を確保すること。なお、監督員の数は、原則として概ね受験者50名につき2名としているが、国家試験を適正に実施できる範囲内（50名につき1名）とすることができるものとする。また、会場の規模・状況に応じて所要の警備員、看護師等を確保すること。

なお、試験時間中のトイレ等への同行を行うことも考慮し、試験監督員等の確保に当たっては、その男女比にも配慮すること。

- b) 会場責任者については、試験運營業務に支障を来たさないよう、国家資格試験の運營業務の経験者を充てるほか、主任監督員には、国家資格試験で主任試験監督官等を経験している者、又は、国家資格試験の立会いを3回以上経験している者を充てること等、会場責任者等の総合的な質の確保を図ること。
- c) 民間事業者は、会場責任者を試験会場別、試験監督員等を試験会場別及び試験（予備室を含む。）室別に割り付け、その結果を厚生労働省へ報告すること。

また、厚生労働省との連絡窓口は、会場責任者又は副会場責任者とする。

- ヘ. 試験当日の試験場の運営（試験前日設営、準備を含む。1月～3月）

- a) 民間事業者は、入札説明会において厚生労働省が貸与する医政局所管国家試験実施細則、管理栄養士国家試験実施要領及び薬剤師国家試験実施細則を参考に試験運営マニュアル（試験監督員等用、会場責任者等用）を作成し、試験日のそれぞれ1ヶ月前までに厚生労働省に提出し、その内容について厚

生労働省の確認を受けること。

また、地震等の自然災害の発生、試験当日の交通障害、試験場付近の火災等により試験の実施が困難と予想される場合等に対応するため、民間事業者は、危機管理要領を作成し、試験日のそれぞれ1ヶ月前までに厚生労働省に提出し、その内容について厚生労働省の確認を受けること。

提出を受けた厚生労働省は、必要に応じて試験運営マニュアル等の修正を命じることができるものとする。

民間事業者は、試験運営マニュアル等に基づき試験運営を行うこと。また、会場責任者等に対し、事前のオリエンテーション等の方法を通じて試験運営マニュアルの遵守の徹底を図ること。

なお、事前のオリエンテーションには、厚生労働省が出席することとする。

b) 備品、消耗品の準備

民間事業者は、試験実施に当たり使用する備品・消耗品類（別紙1を参考）を試験会場に準備すること。

c) 試験会場の準備と整備

試験会場については、試験当日、試験が適切に実施できるように可能な限り試験日前日に整備すること。なお、試験室（予備室を含む。）への案内等は分かりやすく掲示すること。

試験室（予備室を含む。）については、配席図や必要な注意事項等を掲示するとともに、机に受験番号を貼り付けるなど、事前に適切な設営を行うこと。

d) 問題冊子及び答案用紙の受け渡し

会場責任者は、試験日当日の問題冊子（正誤表を含む。）及び答案用紙等を、厚生労働省から指定された時間に試験会場において受領すること。

また、試験科目の終了ごとに答案用紙を回収し、数量等の確認及び封緘を行い、当日の試験終了後に厚生労働省が指定する者に引き渡すこと。

e) 試験当日の業務

民間事業者が行う業務は以下のとおりであるが、この場合において、厚生労働省はこれらの業務が適正に遂行されることを検査するため、担当職員を試験会場に派遣するものとする。

1) 試験事務室（本部）

- ・ 受験者の案内・誘導を行うこと。
- ・ 会場責任者は、主任監督員、監督員等が集合していることを確認し、万一、遅刻・急病等の理由により欠員が生じた場合には、試験開始に間に合うよう代替となる者を用意すること。
- ・ 各試験室（予備室を含む。）からの受験状況等の報告や各種の照会等の受付・確認及び整理。

- ・ 試験室（予備室を含む。）から回収した答案回収袋の部数確認。
  - ・ 試験室（予備室を含む。）ごとに試験問題、答案用紙等の配付準備を行うこと。
  - ・ 受験票の携行を失念した受験者に対して、受験票を再発行すること。
  - ・ 厚生労働省との連絡・調整。
  - ・ その他試験の実施上必要なものとして厚生労働省から指示された業務。
- 2) 試験室（予備室を含む。）
- ・ 試験事務室（本部）への確認、報告事項等の連絡
  - ・ 試験開始前の注意事項の説明、試験問題・答案用紙等の各受験者机上への配付。
  - ・ 受験者の本人確認。
  - ・ 試験中に机上に置くことができるもの以外で、受験者から申出があったものについての検閲。
  - ・ 受験者の監視と不正受験に対する対応。
  - ・ 出欠確認
  - ・ 離席者（トイレ、中途退席）への対応
  - ・ 各受験者机上からの答案用紙の回収と確認及び答案回収袋への封入と封緘
  - ・ その他試験の実施上必要なものとして試験運営マニュアルに記載された業務。
- f) 試験終了後の業務
- すべての試験が終了したときは、試験会場の原状回復を行った上で撤収すること。
- 試験当日、会場責任者等が出したゴミ等はすべて持ち帰ること。その旨、全員に周知徹底させること。
- なお、受験者の忘れ物については、遺失物拾得に係る法令に従い適切に処理すること。
- g) その他、上記職務の遂行に必要となる関連業務
- h) 災害発生時の対応
- 大雪、大地震、火災等の災害が発生した場合には、危機管理要領に基づき、受験者の安全の確保を第一に考慮し、状況に応じて、試験開始時刻の繰り下げ、試験の中断・再開、再試験の実施等を決定すること。試験開始時刻の繰り下げ等の措置については、速やかに受験者に伝わるよう周知を行うこと。
- 災害発生時の対応に当たっては、厚生労働省と連携を密にし、受験者の安否、試験会場の損傷状況等について厚生労働省に随時報告しながら、再試験実施等の重要事項については、厚生労働省と協議の上、決定すること。

なお、再試験を実施することとなった場合においては、速やかに再試験実施に必要な試験会場や試験監督員等の確保を行うこと。この場合、厚生労働省との協議によって請負報酬の額の見直しを行うことができる。

ト. 卒業証明書及び実務終了証明書等、受験後提出書類の受付・確認（3月）

見込み受験者に関する卒業証明書及び実務終了証明書等の提出を受け付け、内容を確認すること。所定の期限の1週間前を目安とし、未提出の受験者について学校・養成施設又は受験者個人あてに確認を実施すること（提出がない場合、受験資格がないことから、受験自体が無効になる）。

チ. 合格発表（3月）

a) 民間事業者は合格者の人数規模に応じて、合格発表の会場を確保すること。なお、会場の態様に応じて整理員の配置等、事故防止のための適切な対応をすること。

b) 試験の種類ごとに厚生労働省より合格者名簿を受領し、閲覧可能な状態とすること。

c) 合格者名簿の発表前の漏洩防止のための措置については、厚生労働省と協議すること。なお、厚生労働省は当該措置が漏洩防止のために不十分である場合には、改善を求めることができる。

d) インターネットによる合格発表は厚生労働省が実施する。

（4）入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質

医師国家試験事業外11試験については、その目的及び事業の性格に鑑み、公正かつ確実に実施される必要があることから、実施に当たる民間事業者には、以下のような対応が求められる。

なお、厚生労働省は、事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質の確保状況について、8.（1）①に示す報告等により、モニタリングを行うものとする。

① 民間事業者は、5.（2）②の企画書の内容等を踏まえて各年度に策定される入札対象事業の工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に行うこと。

② 試験会場の確保業務

イ. 厚生労働省及び前請負民間事業者の試験会場の借上げ実績を参考とし、概ね交通の便が良く、清潔かつ静かな環境を備えた出願者数全数の収容を可能とする試験会場を確保すること。

ロ. 厚生労働省及び前請負民間事業者が過去に実施した試験の座席配置例を参考とし、余裕を持った試験室（予備室を含む。）内の座席配置とすること。

ハ. 試験室が広い場合には、適切な音響機器を完備していること。

ニ. 保健師、助産師、看護師及び管理栄養士の国家試験については、特に女性用トイレ設備の確保に配慮すること。

- ③ 願書等の配付・受付業務
- イ. 受験案内・願書・受験写真用台紙の配付終了時点で配付漏れがないこと。
  - ロ. 受験票の発送時点で願書の受付・チェック漏れ、受付ミスがないこと。
  - ハ. 試験実施時点で受験票の発送漏れ、誤発送がないこと。
- ④ 試験当日の試験会場の運営
- 次に掲げる事項に特に注意を払いつつ、マニュアルに基づいた試験運営を行う。
- また、会場責任者等に対する事前のオリエンテーション等の方法を通じてマニュアルの遵守の徹底を図ること。ただし、災害等非常時においては受験者の安全確保を第一とする。
- イ. 試験問題の事前の漏洩の絶対防止。
  - ロ. 試験問題及び答案用紙の配付漏れ（答案用紙の種類の違いを含む。）の防止。
  - ハ. 試験時間の過不足の防止及び開始・終了時間の厳格な統一。
  - ニ. 不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処。
  - ホ. 試験中に机の上に置くことができるもの以外で、受験者から申出があったものについての検閲。
  - ヘ. マニュアルを厳格に適用することによる正確かつ公平な出欠確認及び受験資格の確認。
  - ト. 離席者（トイレ、中途退席）への対応。
  - チ. 問題に正誤がある場合には、厚生労働省からの指示及びマニュアルに従って、正誤表の説明及び配付を行い、受験者に対して確実に周知すること。
  - リ. 受験者に配付した答案用紙の全数回収。
  - ヌ. 回収した答案用紙への解答の加筆及び訂正の絶対防止。
  - ル. 未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流出の絶対防止。
  - ヲ. 厚生労働省から指示された受験特別措置対象者に対する個別注意事項に配慮すること。
  - ワ. 試験会場の原状回復を行うこと。
- ⑤ 災害発生時における適切な対応。
- ⑥ 試験会場の周辺住民の生活環境への配慮及び試験会場周辺での交通トラブルの防止。
- ⑦ 受験申請者からの問い合わせや苦情等への適切な対応。マニュアルによっても対処できない問い合わせや苦情については、速やかに厚生労働省に連絡し指示を仰ぐこと。
- ⑧ 試験問題及び答案用紙の受取り並びに答案用紙の引渡し
- 試験日当日に厚生労働省が指定する運送業者から試験問題及び答案用紙を受取り、試験終了後は、厚生労働省が指定する運送業者へ回収した答案用紙の引渡しを漏れ



なく行うこと。

- ⑨ 卒業証明書等受験資格を確定させるための書類の確認を漏れなく行うこと。

(5) 契約の形態及び支払い

- ① 契約の形態は請負契約とする。
- ② 厚生労働省は、請負契約の履行に関し、厚生労働省の指定する監督職員に民間事業者の業務の遂行を監督させ、又は、必要な指示をさせる。この場合、民間事業者は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。
- ③ 民間事業者は、請負契約に基づき実施する、各年度における2.(3)④ハ〜チに掲げる入札対象事業（以下「請負事業」という。）を終了したときには、速やかに厚生労働省に報告し、厚生労働省の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- ④ 検査職員は、民間事業者から③の規定による報告を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。
- ⑤ 民間事業者は、④の検査に合格したときをもって各年度の業務を完了したものとする。
- ⑥ 検査の結果不合格の場合、民間事業者は、検査職員の指示に従い、遅滞なく必要な修補を行った上で再度検査を受けなければならない。この場合において生じる一切の費用は、民間事業者の負担とする。
- ⑦ 民間事業者が各年度の業務を完了したときは、厚生労働省は、請負事業の報酬として、あらかじめ請負契約により約定された各年度の請負報酬の額（以下「各年度の請負報酬の額」という。）を民間事業者の請求に基づき請求書を受理した日から30日以内に支払う。請求金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。30日以内に支払がないときは、厚生労働省は、支払時期到来の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が定めた遅延利息の率で計算した遅延利息を、速やかに民間事業者に支払う。ただし、遅延利息の額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。（⑧の部分払いの場合についても同様とする。）

各年度の支払い対象となる業務（以下「各年度の業務」という。）は次のとおり。

イ. 平成29年度業務

- ・平成30年試験における2.(3)④ハからチまでの業務

ロ. 平成30年度業務

- ・平成31年試験における2.(3)④ハからチまでの業務

ハ. 平成31年度業務

- ・平成32年試験における 2. (3) ④ハからチまでの業務
  - ・平成33年試験における 2. (3) ④ハの業務
- ⑧ 民間事業者が、各年度において 2. (3) ④の業務全てを完了する前に性質上可分である各業務が完了したときは、当該部分に対する契約金相当額（以下「契約金相当額」という。）について、部分支払（以下「部分払」という。）を請求することができる。厚生労働省は、民間事業者から部分払の請求があったときは、当該部分の業務の完了を確認するための検査を行った上で、請負事業の報酬として、契約金相当額のうち部分払対象の額を、請求書を受理した日の属する月の翌月末まで支払う。
- ⑨ ⑧の部分払の支払があった後、民間事業者が各年度の請負報酬の額を請求する場合においては、⑦中「各年度の請負報酬の額」とあるのは、「各年度の請負報酬の額から、既に部分払の対象となった契約金相当額を控除した額」とするものとする。
- ⑩ 厚生労働省は、民間事業者の業務履行の確認において、民間事業者の責めに帰すべき事由により、試験問題の漏洩、正味の試験時間の大幅な確保漏れなど重度の不備が生じ、試験の有効性に影響を及ぼしたと認められた場合は、当該試験における 2. (3) ④への業務に係る契約金相当額の支払を行わない。
- また、民間事業者の責めに帰すべき事由により、上記に至らない程度の不備が生じたとき厚生労働省が判断した場合、以下の区分により、請負報酬の減額を行うものとする。
- なお、この場合、民間事業者は改善計画書を厚生労働省に提出し、厚生労働省と協議し、承認を得た上で確実に実施しなければならない。
- イ. 正味の試験時間の確保漏れ（重度の不備には該当しない場合）  
当該試験における 2. (3) ④への業務に係る契約金相当額の 5 %
  - ロ. 本人確認漏れ  
当該試験における 2. (3) ④への業務に係る契約金相当額の 5 %
  - ハ. 出欠確認漏れ  
当該試験における 2. (3) ④への業務に係る契約金相当額の 5 %
  - ニ. 答案用紙の回収漏れ  
当該試験における 2. (3) ④への業務に係る契約金相当額の 5 %
  - ホ. 願書受付における不適切な対応  
当該試験における 2. (3) ④ニの業務に係る契約金相当額の 5 %
  - ヘ. 受験票の発送漏れ、誤発送  
当該試験における 2. (3) ④ニの業務に係る契約金相当額の 5 %
- ⑪ 厚生労働省及び民間事業者は、平成28年試験を基準として想定される出願者数（2. (3) ④イの出願者数）について、試験種ごとに10%を超える出願者数の増減があった場合には、その増減に起因して試験会場（教室）の確保及び試験監督官等の採用に要する費用に大幅な増減が生じるおそれがあることから、協議によって各年度

の請負報酬の額の見直しを行うことができる。

### 3. 実施期間に関する事項

請負契約の契約期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。

契約期間内に実施する試験は次のとおりであるが、今後の関係法令の改正等により各試験制度に変更があった場合には、それに伴う所要の修正を行う場合がある。

- ① 平成30年試験
- ② 平成31年試験
- ③ 平成32年試験

試験日及び願書受付期間等は、厚生労働省から別途通知する。平成30年以降の試験実施日は現在のところ確定していないが、通常、試験実施日は前年実施日と同様の時期に設定されることから、平成29年試験の実施日を考慮し、次表のとおり平成30年の実施見込み日を記載するので、平成30年以降の試験実施日の想定時期とされたい。

また、試験実施日は、官報公告されるまで確定せず、実施予定日の前後14日間位の範囲で変更することがあるので、予約の際には、変更に対応できるように、予め調整すること。

職種	平成29年の実施予定日	平成30年の実施見込み日
医師国家試験	平成29年 2月11日（土）	平成30年 2月10日（土）
	～ 平成29年 2月13日（月）	～ 平成30年 2月12日（月）
歯科医師国家試験	平成29年 2月 4日（土）	平成30年 2月 3日（土）
	～ 平成29年 2月 5日（日）	～ 平成30年 2月 4日（日）
保健師国家試験	平成29年 2月17日（金）	平成30年2月16日（金）
助産師国家試験	平成29年 2月16日（木）	平成30年 2月15日（木）
看護師国家試験	平成29年 2月19日（日）	平成30年 2月18日（日）
診療放射線技師国家試験	平成29年 2月23日（木）	平成30年 2月22日（木）
臨床検査技師国家試験	平成29年 2月22日（水）	平成30年 2月21日（水）
理学療法士国家試験	平成29年 2月26日（日）	平成30年 2月25日（日）
作業療法士国家試験	平成29年 2月26日（日）	平成30年 2月25日（日）
視能訓練士国家試験	平成29年 2月23日（木）	平成30年 2月22日（木）
管理栄養士国家試験	平成29年 3月19日（日）	平成30年 3月 4日（日）
薬剤師国家試験	平成29年 2月25日（土）	平成30年 2月24日（土）
	～ 平成29年 2月26日（日）	～ 平成30年 2月25日（日）

#### 4. 入札参加資格に関する事項

- (1) 単独で請負事業が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体（請負事業を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加できる。その場合、入札書類提出時まで共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となること、又は単独で参加することはできない。なお、共同事業体結成に関する協定書（またはこれに類する書類）を作成し、入札書等とあわせて提出することとし、必ず代表者が入札参加の手続を行うこと。
- (2) 次のすべての要件を満たすこと。なお、共同事業体として入札する場合にも、すべての要件を構成員全員が満たしているものとする。
- ① 法第15条において準用する法第10条（第11号を除く）に抵触しないものであること。
  - ② 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
    - ・以下の各号のいずれかに該当する者
      - ア. 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
      - イ. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
      - ウ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
    - ・以下の各号のいずれかに該当すると認められ、3年以内の期間を定めて、一般競争に参加させないこととした者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
      - ア. 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
      - イ. 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
      - ウ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
      - エ. 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
      - オ. 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
      - カ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
      - キ. 前各号のいずれかに該当する者を、契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- ③ 次の事項に該当する者は、競争に参加することができない。
- ア. 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
  - イ. 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- ④ 厚生労働省から指名停止又は一般競争参加資格停止の措置を受けている期間中に該当しない者であること。
- ⑤ 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」であって、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ⑥ 民間事業者又はその親会社等が医師国家試験事業外11試験に関する学校・養成所の運営、受験指導、試験問題・受験者・合格者等の調査、分析を行ったことがなく、現に行っていない者であること。
- ⑦ 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。
- ⑧ 厚生労働省の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等厚生労働省の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められる者でないこと。
- ⑨ 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- ⑩ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- ⑪ 次に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（ア及びカについては2保険年度）の保険料の滞納がない者であること。なお、履行確保の観点から内容の確認を行う場合がある。
- ア. 厚生年金保険
  - イ. 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
  - ウ. 船員保険
  - エ. 国民年金
  - オ. 労働者災害補償保険
  - カ. 雇用保険
- ※ 各保険料のうちア及びカについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべ



き日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

- ⑫ この一般競争に参加を希望する者は、本実施要項に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(3) 入札の参加希望者は、上記(2)に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、入札参加申込書及び資格審査結果通知書(写)(以下「申込書等」という。)を厚生労働省へ提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申込書等を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は本入札に参加することができない。

## 5. 入札に参加する者の募集に関する事項

### (1) 入札に係るスケジュール

- |            |           |
|------------|-----------|
| ① 入札公告     | 平成29年1月上旬 |
| ② 入札説明会    | 平成29年1月下旬 |
| ③ 質問受付期限   | 平成29年2月上旬 |
| ④ 申込書等提出期限 | 平成29年2月中旬 |
| ⑤ 入札書類提出期限 | 平成29年2月下旬 |
| ⑥ 入札書類の審査  | 平成29年3月中旬 |
| ⑦ 落札者の決定   | 平成29年3月中旬 |
| ⑧ 業務の引継    | 落札者の決定以降  |
| ⑨ 契約締結     | 平成29年4月1日 |

### (2) 入札の実施手続

#### ① 提出書類

民間競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる書類を別に定める入札公告書及び入札仕様書に記載された期日と方法により、厚生労働省が指定する場所まで提出すること。入札書類を提出できる者は、厚生労働省から入札参加資格を認められた会社(法人)の代表者又は会社の代表者から委任状により入札権限を委任されている者とする。入札参加者の代理人が入札参加する場合は、委任状を厚生労働省へ提出すること。

イ. 入札価格(契約期間内のすべての請負事業に対する報酬の総額の108分の100に相当する金額)を記載した書類(入札書)

ロ. 総合評価のための業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する

る書類（以下「企画書」という。）

ハ. 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

② 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、企画提案の内容として明らかにされる業務の質に関する評価を受けるため、次の事項を記載すること。

イ. 経理的基盤（次の書類を添付すること。）

- ・ 直近2期分の法人税確定申告書の写し（税務署受付印のある申請書一式）。財務諸表も添付すること。
- ・ 直近の決算期以降入札日が属する月の前月末までの間の財政状況及び経営成績に関する資料
- ・ 申請月を含む向こう6か月間の資金繰り表

ロ. 実施体制

- ・ 業務責任体制（責任者名、事業担当者名、責任者と事業担当者の役割分担など）
- ・ 業務従事者の配置
- ・ 厚生労働省との連絡体制
- ・ 請負事業の実施に当たり、その業務の一部について第三者に委託し又は請け負わせる場合には、業務の範囲、理由、委託先等に対する報告徴収その他運営管理の方法
- ・ 情報セキュリティ対策

ハ. 事業計画

- ・ 試験会場確保の方法、工夫
- ・ 願書受付審査の方法、工夫
- ・ 必要な人員確保のための方法、工夫
- ・ 試験場の運営の方法、工夫
- ・ その他請負事業を実施するために必要な事項（民間事業者の創意工夫による改善提案を含む。）

ニ. 試験運営実績等

- ・ 過去5年間の国家試験又はそれに類する試験における業務実績（会場確保、出願受付、試験当日の運営などに係るもの）

6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項

請負事業を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、企画書による評価と、請負事業に係る入札価格とを総合した評価（総合評価方式）によるものとする。なお、評価は厚生労働省及び外部有識者による審査を行う。

(1) 評価方法

① 技術評価点

技術評価は、提出された企画書の内容が、請負事業の趣旨に沿った実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行い、イ. の基礎点にロ. の加点の合計点を加えた点を技術評価点とする。

イ. 必須項目審査

次の必須項目については、そのすべてを満たした提案には基礎点37点を与え、その一つでも欠ける提案は不合格とする。

a) 経理的基礎

- ・ 請負事業を確実に遂行できるだけの経理的基盤を有しているか。

(評価項目)

直近の決算期以降入札日が属する月の前月末までにおいて債務超過の状態にないか、累積損失がないか及び企画書提出時点において手許流動性など資金繰りの状態が健全であるか。

b) 実施体制

- ・ 請負事業を遂行可能な人数が確保されているか。
- ・ 総括責任者、事業担当者等の事業遂行体制、役割分担等、責任の所在が明確に示されているか。
- ・ 再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。
- ・ 情報漏洩防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者を置くとともに、セキュリティマニュアル等を作成して的確な試験情報の運用管理を行うことができるか。
- ・ 問い合わせ、苦情等に適切に対応するための体制が整備されているか。

c) 事業計画

- ・ 請負事業の実施に当たり、確保されるべきサービスの質の内容をすべて満たした計画を立案しているか。
- ・ 願書受付業務の手順等実施方法が具体的に示されているか。

ロ. 加点項目審査

次のa)からd)の加点項目について審査を行う。効果的な実施が期待できるかという観点から、基本的には入札参加者の企画提案を絶対評価することにより加点する。

具体的には、加点項目ごとに入札参加者の企画書の内容を審査し、各入札参加者に対して次表の審査基準により得点を付与する。(0点～28点)

(表) 審査基準〔絶対評価項目〕			
評価内容	4点満点	3点満点	2点満点
非常に優れている	4	3	2
優れている	3	2	—
要求水準を満たす程度(標準)	2	1	1
要求水準を満たさない・記載なし	0	0	0

- a) 実施体制 (0点～7点)
- ・ 請負事業の実施体制に民間事業者独自の創意工夫が生かされているか。(0点～4点)
  - ・ 業務従事者の中に、国家試験、公的試験又はこれに類する試験において試験監督や出願受付業務を経験した者を多く配置することとなっているか。(0点～3点)
- b) 事業計画 (0点～7点)
- ・ 事業計画に民間事業者独自の創意工夫が生かされているか。(0点～3点)
  - ・ 厚生労働省の過去の実績や試験地の状況を踏まえ、適切な会場候補を列記し、具体的な会場確保のスケジュールを明記しているか。(0点～2点)
  - ・ 会場責任者等の確保の具体的な計画を立案しているか。(0点～2点)
- c) 実績 (0点～7点)
- ・ 過去5年間に複数の会場で、数百から数千人規模の受験者を対象に、少なくとも年1回以上の頻度で実施した国家試験、公的試験実施業務(会場確保、願書受付、会場責任者等の確保及び試験運営)の複数年の実績の有無。(0点～4点)
  - ・ 過去5年間に複数の会場で、数百から数千人規模の受験者を対象に、少なくとも年1回以上の頻度で実施した国家試験等に類する試験実施業務(会場確保、願書受付、会場責任者等の確保及び試験運営)の複数年の実績の有無。(0点～3点)
- d) 計画遂行の確実性 (0点～7点)
- ・ 試験運営に必要な拠点が現地に存在している、又は協働する事業パートナーが当該試験地などに存在しているか。(0点～4点)
  - ・ 会場責任者として国家試験、公的試験又はこれに類する試験実施業務の経験者を充てる等、計画の確実な遂行に必要な資源をあらかじめ確保しているか。(0点～3点)
- e) ワーク・ライフ・バランス等 (0点～2点)
- ・ 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)を受けているか。
  - ・ 次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)を受けているか。
  - ・ 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)を受けているか。

② 入札価格点

入札価格に係る評価点については、以下の計算方法により、事業者が提示した入札価格に応じて得点が計算される。なお、入札価格に係る得点配分は35点とする。

$$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{入札価格に係る得点配分}$$

(2) 落札者の決定

イ. 上記(1)①イの必須項目をすべて満たし、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、技術評価点及び入札価格点の合計が最も高い者を落札者とする。

ロ. 必須項目をすべて満たしている者のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、再度の入札を行う。

ハ. 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、上記の合計点の最も高い者を落札者とすることがある。

ニ. 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。また、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない厚生労働省の職員にくじを引かせ落札者を決定する。

ホ. 厚生労働省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(3) 落札者が決定しなかった場合の措置

厚生労働省は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目をすべて満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、入札対象事業を自ら実施すること等ができる。この場合において、厚生労働省はその理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告する。

7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

別紙2のとおり。

8. 民間事業者が厚生労働省等に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他請負事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

(1) 民間事業者が厚生労働省等に報告すべき事項、厚生労働省等の指示による講ずべき



## 措置

### ① 報告等

民間事業者は、2.(4)で設定した請負事業の実施に当たって求められるサービスの質の確保がなされていることを確認するため、次のイからトについて、報告を行うものとする。

また、厚生労働省は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じて、民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

イ. 民間事業者は、事業開始日から起算して3か月を経過するごとに、経過の日から1か月以内に、請負事業の実施状況を厚生労働省に報告しなければならない。

ロ. 試験会場における事故や急病及び本実施要項2.(4)④の各号に抵触する行為については、民間事業者は迅速に対応すると同時に速やかに厚生労働省に報告しなければならない。

ハ. 厚生労働省が授受した答案用紙の回収数の正確性に疑義があり、厚生労働省から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。

ニ. 試験日以降、厚生労働省に寄せられた請負事業に関する苦情や問い合わせについて、厚生労働省から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。

ホ. 民間事業者は、請負事業の実施期間を通じ、受験者等関係者からの苦情やトラブルが生じた場合には、その内容及び対処方法を速やかに厚生労働省に報告しなければならない。

ヘ. 民間事業者は、請負事業の実施に要した経費について、各年の試験日及び請負事業を終了し若しくは中止した日が属する月の翌月末（契約最終年度においては3月末）までに、厚生労働省に報告しなければならない。

### ② 調査

イ. 厚生労働省は、請負事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、必要な報告を求め、又は事務所に立ち入り、請負事業の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

ロ. 立入検査をする厚生労働省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

### ③ 指示

厚生労働省は、請負事業を適正かつ的確に実施させるために、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

- ① 民間事業者は、厚生労働省の与えた指示及び請負契約の遂行上知り得た厚生労働省の秘密情報（書面等をもって厚生労働省が民間事業者に提供した情報及び厚生労働省の施設内又はそれに準じる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）の機密性を保持し、これを請負契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- ② 民間事業者は、請負業務及び①にて秘密保持義務を負っている厚生労働省の秘密情報が化体されたソフトウェア、図面、書類、データ等を、請負契約履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、または使用させてはならない。
- ③ 民間事業者は、自らの従事者その他の者に対して、①、②及び⑤の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- ④ ①から③の規定は、請負契約終了後においても適用されるものとする。
- ⑤ 個人情報に関する取扱いについては、①から④に掲げるほか別紙3の取扱いを遵守しなければならない。

(3) 談合等の不正行為

民間事業者は、請負契約に関して、民間事業者又は民間事業者の代理人が次の各号の一に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を厚生労働省に提出しなければならない。

- イ. 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- ロ. 民間事業者又は民間事業者の代理人（民間事業者又は民間事業者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（民間事業者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- ハ. 民間事業者は、民間事業者又は民間事業者の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを厚生労働省に提出しなければならない。

(4) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

- ① 請負事業の開始及び中止
  - イ. 民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に請負事業を開始しなければならない。
  - ロ. 民間事業者は、やむを得ない理由により請負事業を中止しようとするときは、あらかじめ書面をもって厚生労働省と協議の上、承認を受けなければならない。
- ② 公正な取扱い
  - イ. 民間事業者は、請負事業の実施において受験申請者を合理的な理由なくして区別又は差別してはならない。
  - ロ. 民間事業者は、請負事業を実施している間、親会社等を含め、医師国家試験事業外11試験に関する受験指導並びに試験問題、受験者及び合格者等の調査、分析等を行ってはならない。
  - ハ. 民間事業者の役職員（請負事業に従事している者に限る。）及びその親族（配偶者、親子、兄弟姉妹）は、請負事業に従事する試験年の医師国家試験事業外11試験に申し込み、又は受験をしてはならない。
- ③ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、正当な理由なく、請負事業において金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。
- ④ 宣伝行為の禁止

民間事業者及びその事業に従事する者は、「厚生労働省」「厚生労働大臣」及び「地方厚生（支）局（沖縄分室を含む。）」の名称、ロゴや各試験の名称などを請負事業以外の自ら行う事業の宣伝に用いてはならない（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合は除く。）。

また、自ら行う事業が医師国家試験事業外11試験の業務の一部であるかのように誤認のある行為をしてはならない。
- ⑤ 厚生労働省との契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、試験会場等において、自ら行う事業又は厚生労働省以外の者との契約（厚生労働省との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。
- ⑥ 取得した個人情報の活用の禁止

民間事業者は、請負事業によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は厚生労働省以外の者との契約（請負事業を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。
- ⑦ 記録及び帳簿

民間事業者は、請負事業の実施状況に関する記録及び帳簿書類を作成し、請負事業を終了し又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

⑧ 権利の譲渡等

- イ. 民間事業者は、請負契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。
- ロ. 民間事業者は、請負事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において必要な措置を講じなければならない。

⑨ 再委託

- イ. 民間事業者は、請負事業の実施に当たり、その全部を一括して第三者に再委託してはならない。
- ロ. 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止する。
- ハ. 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1/2未満とすること。

二. 民間事業者は、請負事業の実施に当たり、その一部について第三者に再委託を行う場合は、再委託先を明らかにした上で再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力及び報告徴収、個人情報管理その他運営管理方法について、あらかじめ厚生労働省と書面により協議の上、承認を得るものとする。

ホ. 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先を明らかにした上で、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力及び報告徴収、個人情報管理その他運営管理方法について、あらかじめ厚生労働省と書面により協議の上、承認を得るものとする。

ヘ. 民間事業者は、上記ロ又はハにより再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収し、厚生労働省に提出することとする。

ト. 再委託先は、上記8.(2)及び(4)の②から⑧までに掲げる事項については、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

チ. 再委託する場合は、その最終的な責任は、対象公共サービスを実施する民間事業者が負うこと。

⑩ 契約内容の変更

厚生労働省及び民間事業者は、2(3)④へh)又は(5)⑪の請負報酬額の見直しがあった場合には、契約の変更を行うものとする。また、厚生労働省は、2(3)④ロの試験制度に変更があった場合には、民間事業者にあらかじめ変更の理由を書面で提示し、双方協議の上、契約の変更が必要であると認められるときは、契約の変更を行うものとする。

⑪ 契約の解除

厚生労働省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- イ. 偽りその他不正の行為により落札者となった場合。
- ロ. 法第14条第2項第3号又は第15条において準用する第10条の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- ハ. 2. (5) ⑩に掲げる重度の不備により試験の有効性に影響を及ぼした場合など契約に従って請負事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- ニ. ハに掲げる場合のほか契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- ホ. 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。
- ヘ. 法令又は契約に基づく検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- ト. 法令又は契約に基づく指示(8.に掲げる措置を履行しなかった場合を含む。)に違反したとき。
- チ. 民間事業者又はその役職員その他請負事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、請負事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用した場合。
- リ. 暴力団員を業務統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。
- ヌ. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。
- ル. 財産状態が著しく悪化し、又はその恐れがあると認められる事由があるとき。
- ロ. 破産、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。
- ワ. 談合等の不正行為について、次の各号の一に該当するとき。
  - a) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - b) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - c) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - d) 民間事業者又は民間事業者の代理人(民間事業者又は民間事業者の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人)が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。



⑫ 契約解除時の取扱

- イ. 民間事業者は、厚生労働省が上記の⑪の規定により契約を解除した場合には、厚生労働省との協議に基づき、請負事業を厚生労働省に引き継ぐための処理について、責任を持って対応を行わなければならない。
- ロ. 厚生労働省は、上記⑪の規定により契約を解除した場合には、厚生労働省は契約解除の日までに適正に履行された業務について2.(5)⑧の要領により報酬を支払う。

- ハ. 民間事業者は、厚生労働省が上記の⑪の規定により契約を解除した場合には、当該契約の金額の100分の10に相当する金額を違約金として厚生労働省が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、厚生労働省は解除原因に起因する損害額が当該金額に満たないと判断する場合には、違約金の支払いを減額し、又は免除することができる。

前記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。また、民間事業者は契約の履行を理由として違約金を免れることができない。

- ニ. 民間事業者は、上記の解除原因のうち、⑪ワ. d)に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、上記⑪ワ. d)に基づく違約金に加え、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として厚生労働省が指定する期日までに別途支払わなければならない。
  - a) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - b) 当該刑の確定において、民間事業者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - c) 民間事業者が厚生労働省に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- ホ. 厚生労働省は、民間事業者が複数の独立した解除原因に該当する場合には、当該解除原因ごとに違約金の請求をすることができる。

⑬ 損害賠償

民間事業者は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、厚生労働省に損害を与えた場合は、厚生労働省に対し、一切の損害を賠償するものとする。この損害には、厚生労働省が民間事業者に対し履行を求める一切の費用、国民等から、不服申立て等が提起された場合において厚生労働省が国民等に支払いを要する金額及び厚生労働省が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

⑭ 違約金と損害賠償の関係について

厚生労働省から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくす

る支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

⑮ 不可抗力免責、危険負担

民間事業者は、上記事項にかかわらず、民間事業者の責めに帰することができない事由により請負事業の全部又は一部の実施が遅滞したり、不能となったりした場合は責任を負わない場合がある。この場合、厚生労働省と協議する。

⑯ 契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と厚生労働省が協議する。

9. 請負事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任

請負事業を実施するに当たり、民間事業者又はその職員その他の請負事業に従事する者が、故意又は過失により、請負事業の受益者等の第三者に損害を加えたときは、次のとおりとする。

(1) 厚生労働省が当該第三者に対する賠償を行ったときは、厚生労働省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存する場合は、厚生労働省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は厚生労働省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 請負事業の評価に関する事項

(1) 請負事業の実施状況に関する調査の時期

厚生労働省は、内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、平成31年5月末時点において、請負事業の実施状況について調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

厚生労働省は、従来の実績と民間事業者の実績を比較することができるように、請負事業の実施状況等の調査を行うものとする。

(3) 調査項目

- ① 5. (2) ②の企画書の内容等を踏まえて各年度に策定される入札対象事業の工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務を確実にしているかについて
- ② 試験実施に適した試験会場の確保の状況について
- ③ 試験会場の座席配置状況について
- ④ マニュアルに基づく試験当日の試験会場運営に向けた、会場責任者等に対するマニュアル遵守の周知徹底の状況について
- ⑤ 受験案内・願書・受験写真用台紙の配付漏れの有無とその原因について
- ⑥ 願書の受付・チェック漏れ、受付ミスの有無とその原因について
- ⑦ 受験者の個人情報の漏洩の有無とその原因について
- ⑧ 願書等への付番漏れ、付番ミスの有無とその原因について
- ⑨ 仮受理願書の消印不要収入印紙への誤消印の有無とその原因について
- ⑩ 受験票の送付漏れ、誤発送の有無とその原因について
- ⑪ 試験問題の事前漏洩の有無とその原因について
- ⑫ 試験時間の過不足の有無、時間とその原因について
- ⑬ 受験者の監視の怠り、受験者への不正対応の有無とその原因について
- ⑭ 不正受験に対する対応ミスの有無とその原因について
- ⑮ 受験者の出欠・本人確認、答案用紙の回収漏れの有無とその原因について
- ⑯ 問題に正誤が生じた場合の受験者に対する周知ミスの有無とその原因について
- ⑰ 受験特別措置対象者に対する個別注意事項への対応ミスの有無とその原因について
- ⑱ 試験会場の原状回復に係るトラブル発生の有無とその原因について
- ⑲ 試験会場周辺的生活環境への配慮不足や交通トラブル発生の有無及びその原因について
- ⑳ 請負事業における苦情やトラブルの内容と対処方法について
- ㉑ 厚生労働省が指定する運送業者からの試験問題及び答案用紙の受取り漏れ並びに運送業者への答案用紙の引渡し漏れの有無とその原因について
- ㉒ 上記⑤～⑱の事象の再発を防止するための具体的な措置について
- ㉓ 各年度の業務に要した経費について

#### (4) 意見聴取等

厚生労働省は、請負事業の実施状況等の調査を行うに当たり、必要に応じ、民間事業者（会場責任者等を含む。）及び受験者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

#### 1.1. その他請負事業の実施に際し必要な事項

##### (1) 請負事業実施状況等の監理委員会への報告

① 請負事業実施状況等の監理委員会への報告

厚生労働省は、請負事業の実施状況等について、8.(1)①の報告等を踏まえつつ、10.に掲げる調査を行った後、内容を審査・評価して、平成31年7月を目途に内閣総理大臣及び監理委員会へ報告するものとする。

② 立入検査、指示等の報告

厚生労働省は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会に報告するものとする。

(2) 厚生労働省の監督体制

当該請負事業に係る監督については、厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室長補佐を責任者とし、厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室、厚生労働省医政局医事課試験免許室、厚生労働省健康局健康課栄養指導室及び厚生労働省医薬・生活衛生局総務課が共同で行う。

(3) 民間事業者の責務

① 請負事業に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

② 民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実施の検査を受けたり、同院から直接又は厚生労働省を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

③ 民間事業者は、法第54条の規定に該当する場合は、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることとなる。また、民間事業者は、法第55条の規定に該当する場合は、30万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第56条に基づき、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

④ 民間事業者は、請負事業実施に当たっては、適用される法令、実施要領及び契約の規定に従って適切に行うこと。特に、民間事業者及びその事業に従事する者の守秘義務の遵守及びその確保等については、事業実施に当たって十分留意するとともに、必要な措置を講ずること。

医師国家試験事業外11試験事業に係る評価基準表

評価項目	技術上の基準等	得点配分					
		合計	基礎点	加点	価格点		
①技術評価点		65	37	28	-		
イ 必須項目		37	37	-	-		
a)経理的基礎	・ 請負事業を確実に遂行できるだけの経理的基盤を有しているか。 (評価項目) 直近の決算期以降入札日が属する月の前月末までにおいて債務超過の状態にないか、累積損失がないか及び企画書提出時点において手許流動性など資金繰りの状態が健全であるか。	37	37	-	-		
b)実施体制	・ 請負事業を遂行可能な人数が確保されているか。 ・ 総括責任者、事業担当者等の事業遂行体制、役割分担等、責任の所在が明確に示されているか。 ・ 再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。 ・ 情報漏洩防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者を置くとともに、セキュリティマニュアル等を作成した的確な試験情報の運用管理を行うことができるか。 ・ 問い合わせ、苦情等に適切に対応するための体制が整備されているか。						
c)事業計画	・ 請負事業の実施に当たり、確保されるべきサービスの質の内容をすべて満たした計画を立案しているか。 ・ 願書受付業務の手順等実施方法が具体的に示されているか。						
ロ 加点項目（絶対評価）		28	-	28	-		
a)実施体制		6	-	6	-		
	・ 請負事業の実施体制に民間事業者独自の創意工夫が生かされているか。	3	-	3	-		
	・ 業務従事者の中に、国家試験、公的試験又はこれに類する試験において試験監督や出願受付業務を経験した者を多く配置することとなっているか。	3	-	3	-		
b)事業計画		6	-	6	-		
	・ 事業計画に民間事業者独自の創意工夫が生かされているか。	2	-	2	-		
	・ 厚生労働省の過去の実績や試験地の状況を踏まえ、適切な会場候補を列記し、具体的な会場確保のスケジュールを明記しているか。	2	-	2	-		
	・ 会場責任者等の確保の具体的な計画を立案しているか。	2	-	2	-		
c)実績		7	-	7	-		
	・ 過去5年間に複数の会場で、数百から数千人規模の受験者を対象に、少なくとも年1回以上の頻度で実施した国家試験、公的試験実施業務(会場確保、願書受付、会場責任者等の確保及び試験運営)の複数年の実績の有無。	4	-	4	-		
	・ 過去5年間に複数の会場で、数百から数千人規模の受験者を対象に、少なくとも年1回以上の頻度で実施した国家試験等に類する試験実施業務(会場確保、願書受付、会場責任者等の確保及び試験運営)の複数年の実績の有無。	3	-	3	-		
d)計画遂行の確実性		7	-	7	-		
	・ 試験運営に必要な拠点が現地に存在している、又は協働する事業パートナーが当該試験地などに存在しているか。	4	-	4	-		
	・ 会場責任者として国家試験、公的試験又はこれに類する試験実施業務の経験者を充てる等、計画の確実な遂行に必要な資源をあらかじめ確保しているか。	3	-	3	-		
e)ワーク・ライフ・バランス等		2	-	2	-		
	・ 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)を受けているか。	2	-	2	-		
	・ 次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)を受けているか。						
	・ 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)を受けているか。						
②入札価格点		入札価格点 = (1 - 入札価格 / 予定価格) × 入札価格に係る得点配分		35	-	-	35
合 計		100	37	28	35		



試験実施に当たり使用する備品・消耗品類の例

(別紙1)

区分	品名(大項目)	品名・規格(中項目)	備考	
本 部 用 品	出願者名簿(番号順、氏名順)			
	当日説明原稿	監督主任者、監督員向け用		
	連絡表	当日の会場、本省、 本省の衛星携帯、 監督員派遣業者、 運搬業者の連絡先を記載	会場責任者等用	
	パソコン関係	パソコン		複数会場の場合は会場数分用意 事前に動作確認
		プリンター		
		USBケーブル		
		延長コード		
		インク(予備)		
	コピー用紙	A4(掲示用は色紙)		各種掲示用にも使用
		A3(掲示用は色紙)		各種掲示用にも使用
	会場責任者の印			国家試験報告書押印用
	携帯電話			
	携帯電話用充電器			
	衛星携帯電話			
	デジカメ			会場設営・不正等の記録用
	国家試験実施細則	予備		主任監督員等が忘れた時のため
	実施要領	予備		
	救急箱			
	電卓			
	乾電池	単4形		電波時計等の交換用
		単3形		ハンドマイク交換用
	カサ袋			雨天時用
	筆記用具セット	鉛筆		赤・黒 教室数分必要(答案枚数チェック)
		ボールペン		赤・黒
		油性マジック太		黒
		油性マジック細		赤・黒
		水性マジック		赤・黒
		蛍光マーカー		
		消しゴム		
		直定規		
		ハサミ		
		カッター		段ボールの開封、梱包用
のり				
ホッチキス・針				
ゼムクリップ				
ふせん				
輪ゴム				
綴紐			照合用写真台紙を綴じる	
朱肉				
パンチ穴修繕シール			写真用台紙の穴が破けた時用	
チョーク			本部にて黒板への記載時	
メクール			答案枚数チェック時	
指サック				
		出勤簿(派遣管理簿)		主任 & 監督員用出勤簿
		欠席者名簿(予備)		
	確認票整理票(予備)			
	答案整理票(予備)			
	教室レイアウト図 (全教室セットで1部)		答案整理票添付	
	連絡表(メモ用紙)		予備	
	取扱注意シール		梱包時使用(1段ホールに2箇所)	
	受験票(白紙)		再交付用	
	写真用台紙の厚紙			
	綴じヒモ			
	会場のパンフ等資料、連絡先			

区分	品名(大項目)	品名・規格(中項目)	備考	
作業用品 受取・返送	試験問題の受取・返送について	受取・返送時の本省との連絡を一枚紙にまとめたもの	FAX送付用原稿(封印番号空白)も用意	
	試験問題等検取チェックシート	ジュラルミン・段ボールの個数、移送業者の連絡先、配送時間、教室毎の送付部数を記載	会場責任者等用 本省からの事務連絡も添付	
	コンテナ・ジュラルミンのキー			
	答案用段ボール箱	A4		
	答案用ナイロン袋(防湿用)	A4仕様、厚めのビニール	答案及び写真台紙を包む	
	セロテープ(台付き)		梱包時使用	
	台車			
の監督員へ 配配布物	写真用台紙		教室毎に受験者数分	
	受験票記載内容確認票	教室毎に封筒に入れ、ガムテープで封しておく	教室毎に受験者数分	
	配慮事項者の情報、注意事項等	教室毎の一覧表(主任に渡す) 説明内容の文書起こし 板書内容の文書起こし	該当者存在時のみ	
	正誤表	有・無	訂正箇所ある場合のみ	
	名札			
	腕章			
	試験室用消耗品バッグ	欠席者名簿		主任監督員用 教室数分必要
		試験答案整理票		
		受験票記載内容確認票 整理票		
		連絡票(メモ用紙小)		
		受験票(白紙)		
		手提げバック		
		受験番号札		
		鉛筆		
		赤鉛筆		
		ボールペン(黒)		
		カッター		
		消しゴム		
		指サック		
		綴じヒモ		
チョーク(ケース入り)				
セロテープ(メンディングテープ細)				
付せん紙(大)				
写真用台紙の厚紙(ヒモ付)				
輪ゴム				
定規				
封筒	一式	受験者の携帯電話を入れる		
設営関連用紙	写真、監督員配置表	参考資料(必要な場合のみ)		
張り紙①	本部等の机の席札		本部用: 受験者数記載×2 (うち一部は色紙) 控室用: 監督員数記載×1	
	正門立看板用			
	「本部」入口		入り口2ヶ所	
	「控室」入口			
	「締切」(後扉の内外各1枚)		(本部・控室用)	
	「〇〇試験室」入口		部屋毎(前、後)	
	マークシート記入例		業者発注、部屋毎	
	受験票記載内容確認票 教室レイアウト図(前、後)		業者発注、部屋毎 拡大印刷、部屋毎(前、後)	
受験番号札		教室毎に束にしておく		
張り紙②	受験生立ち入り禁止			
	「女子トイレ専用」			
	「男子トイレは〇階」			
	試験室の矢印「→」 使用不可(大学が設置しているゴミ箱の上に表示)			
ゴミ袋				
サニタリーBOX	黒ビニール袋 「サニタリーBOX」シール		当日女子トイレとして利用する 個室数+試験当日交換数必要	
マグネット			張り紙用	
ガムテープ(布)			本部のみ必要	
養生テープ(白)			立看板用	
メンディングテープ			張り紙用	
ナイロンヒモ				

区分	品名(大項目)	品名・規格(中項目)	備考
他 その	マスク	50枚入り	
管 理 栄 養 士 用	黒板記載事項	黒板貼付の用紙	教室数分必要
	案内図	地図 & 試験室-受験場号	
	設営写真×5	管栄用の黒板内容	
	各試験室別実施状況報告書	"	
	実施状況報告書(総括表)		
	コンテナ数、封印番号報告書		
	ブルーリスト(受験番号順)		
	ブルーリスト(50音順)		

## 1-1. 従来の実施に要した経費（総括表）

（単位：千円）

I. 前請負業者実施分（診療放射線技師等6職種）		26年度	27年度	28年度
人件費	常勤職員	—	—	—
	非常勤職員	—	—	—
物件費		—	—	—
請負費		186,561	191,077	198,537
小計（a）		186,561	191,077	198,537
参考値 （b）	減価償却費	—	—	—
	退職給付費用	—	—	—
	間接部門費	—	—	—
（a+b）		186,561	191,077	198,537
II. 地方厚生（支）局実施分（医師等6職種）		26年度	27年度	28年度
人件費	常勤職員	53,008	58,544	—
	非常勤職員	2,839	2,594	—
物件費		134,113	149,001	—
委託費等	試験監督員等	95,052	106,072	—
	願書受付審査等の臨時事務員（派遣料）	15,599	16,596	—
	会場設営・警備料等（役務費）	17,380	15,777	—
	運送費その他	445	466	—
小計（c）		318,437	349,050	—
参考値 （d）	減価償却費	448	460	—
	退職給付費用	3,193	3,528	—
	間接部門費	3,779	3,831	—
（c+d）		325,857	356,869	—

( I + II )		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度
	人件費 ( II )	55,847	61,137	-
	物件費 ( II )	134,113	149,001	-
	委託費等 ( II )	128,476	138,911	-
	請負費 ( I )	186,561	191,077	198,537
	小計 ( e )	504,998	540,127	198,537
参 考 値 ( f )	減価償却費 ( II )	448	460	-
	退職給付費用 ( II )	3,193	3,528	-
	間接部門費 ( II )	3,779	3,831	-
	( e+f )	512,418	547,946	198,537

(注記事項)

1. I. については、請負事業者との契約額を計上している。
2. 金額の詳細については次頁以降の内訳を参照のこと。
3. 各計数については、各欄において四捨五入しているので、金額の単純な合計と合計欄の計数が一致しない場合がある。



1-2. 従来の実施に要した経費（ブロック別内訳）

（単位：千円）（税込）

I. 前請負業者実施分（診療放射線技師等6職種）	北海道	東北	関東信越	東海北陸	近畿
物件に要する経費等					
H26年度	3,428	4,509	45,134	8,676	14,562
H27年度	3,646	4,602	46,706	9,225	15,694
H28年度	3,853	5,235	47,865	9,719	17,096
平均	3,642	4,782	46,568	9,207	15,784
試験監督員等に要する経費等					
H26年度	4,037	5,692	32,616	10,201	17,721
H27年度	4,007	5,392	32,259	10,102	17,704
H28年度	4,067	5,519	32,182	10,429	18,337
平均	4,037	5,534	32,352	10,244	17,921
小計					
H26年度	7,465	10,201	77,750	18,877	32,283
H27年度	7,653	9,994	78,965	19,327	33,398
H28年度	7,920	10,754	80,047	20,148	35,433
平均	7,679	10,316	78,921	19,451	33,705
I. 前請負業者実施分（診療放射線技師等6職種）	中国	四国	九州	沖縄	合計
物件に要する経費等					
H26年度	3,361	2,456	11,885	686	94,697
H27年度	3,489	2,902	12,714	874	99,852
H28年度	3,547	2,814	13,866	1,010	105,005
平均	3,466	2,724	12,822	857	99,851
試験監督員等に要する経費等					
H26年度	3,943	2,542	14,257	855	91,864
H27年度	3,767	2,835	14,147	1,012	91,225
H28年度	3,142	3,364	15,439	1,053	93,532
平均	3,617	2,914	14,614	973	92,207
小計					
H26年度	7,304	4,998	26,142	1,541	186,561
H27年度	7,256	5,737	26,861	1,886	191,077
H28年度	6,689	6,178	29,305	2,063	198,537
平均	7,083	5,638	27,436	1,830	192,058

Ⅱ. 地方厚生(支)局実施分 (医師等6職種)	北海道	東北	関東信越	東海北陸	近畿
人件費(常勤職員)					
H26年度	5,238	3,495	7,496	7,866	5,737
H27年度	5,027	3,281	9,524	9,791	5,959
H28年度	—	—	—	—	—
平均(H26、27年度)	5,133	3,388	8,510	8,828	5,848
人件費(非常勤職員)					
H26年度	1,198	1,642	0	0	0
H27年度	1,018	1,576	0	0	0
H28年度	—	—	—	—	—
平均(H26、27年度)	1,108	1,609	0	0	0
物件に要する経費等					
H26年度	7,874	11,225	62,688	5,754	14,359
H27年度	7,642	11,507	68,266	9,198	15,563
H28年度	—	—	—	—	—
平均(H26、27年度)	7,758	11,366	65,477	7,476	14,961
試験監督員等に要する経費等					
H26年度	3,898	15,566	45,565	11,970	18,658
H27年度	3,682	16,030	50,901	16,881	18,393
H28年度	—	—	—	—	—
平均(H26、27年度)	3,790	15,798	48,233	14,426	18,525
小計					
H26年度	18,208	31,928	115,750	25,590	38,755
H27年度	17,369	32,394	128,691	35,870	39,914
H28年度	—	—	—	—	0
平均(H26、27年度)	17,788	32,161	122,220	30,730	39,334
Ⅱ. 地方厚生(支)局実施分 (医師等6職種)	中国	四国	九州	沖縄	合計
人件費(常勤職員)					
H26年度	5,337	6,597	6,609	4,633	53,008
H27年度	5,561	6,787	7,872	4,741	58,544
H28年度	—	—	—	—	—
平均(H26、27年度)	5,449	6,692	7,241	4,687	55,776
人件費(非常勤職員)					
H26年度	0	0	0	0	2,839
H27年度	0	0	0	0	2,594
H28年度	—	—	—	—	—
平均(H26、27年度)	0	0	0	0	2,717
物件に要する経費等					
H26年度	13,116	9,626	8,533	938	134,113
H27年度	13,498	9,562	12,678	1,088	149,001
H28年度	—	—	—	—	—
平均(H26、27年度)	13,307	9,594	10,606	1,013	141,557
試験監督員等に要する経費等					
H26年度	12,193	3,379	15,311	1,935	128,476
H27年度	12,508	3,458	15,291	1,768	138,911
H28年度	—	—	—	—	—
平均(H26、27年度)	12,351	3,418	15,301	1,852	133,694
小計					
H26年度	30,646	19,601	30,454	7,507	318,437
H27年度	31,566	19,807	35,841	7,598	349,050
H28年度	—	—	—	—	—
平均(H26、27年度)	31,106	19,704	33,147	7,553	333,744

(I + II)	北海道	東北	関東信越	東海北陸	近畿
人件費(II)					
H26年度	6,436	5,137	7,496	7,866	5,737
H27年度	6,045	4,857	9,524	9,791	5,959
H28年度	—	—	—	—	—
平均(H26、27年度)	6,240	4,997	8,510	8,828	5,848
物件に要する経費等					
H26年度	11,302	15,734	107,822	14,430	28,921
H27年度	11,288	16,109	114,972	18,423	31,257
H28年度(I)	3,853	5,235	47,865	9,719	17,096
平均(H26、27年度)	11,295	15,921	111,397	16,426	30,089
試験監督員等に要する経費等					
H26年度	7,935	21,258	78,181	22,171	36,379
H27年度	7,689	21,422	83,160	26,983	36,097
H28年度(I)	4,067	5,519	32,182	10,429	18,337
平均(H26、27年度)	7,812	21,340	80,670	24,577	36,238
小計					
H26年度	25,673	42,129	193,500	44,467	71,038
H27年度	25,022	42,388	207,656	55,197	73,312
H28年度	7,920	10,754	80,047	20,148	35,433
平均(H26、27年度)	25,347	42,258	200,578	49,832	72,175
(I + II)	中国	四国	九州	沖縄	合計
人件費(II)					
H26年度	5,337	6,597	6,609	4,633	55,847
H27年度	5,561	6,787	7,872	4,741	61,137
H28年度	—	—	—	—	—
平均(H26、27年度)	5,449	6,692	7,241	4,687	58,492
物件に要する経費等					
H26年度	16,477	12,082	20,418	1,624	228,810
H27年度	16,987	12,464	25,392	1,962	248,853
H28年度(I)	3,547	2,814	13,866	1,010	105,005
平均(H26、27年度)	16,732	12,273	22,905	1,793	238,832
試験監督員等に要する経費等					
H26年度	16,136	5,921	29,568	2,790	220,340
H27年度	16,275	6,293	29,438	2,780	230,136
H28年度(I)	3,142	3,364	15,439	1,053	93,532
平均(H26、27年度)	16,206	6,107	29,503	2,785	225,238
小計					
H26年度	37,950	24,599	56,596	9,048	504,998
H27年度	38,822	25,544	62,702	9,484	540,127
H28年度	6,689	6,178	29,305	2,063	198,537
平均(H26、27年度)	38,386	25,072	59,649	9,266	522,563

(注記事項)

1. Iについては、請負事業者との契約額を計上している。
2. 物件に要する経費等の主な費用の内訳は別表1のとおり
3. 試験監督員等に要する経費等の主な費用の内訳は別表2のとおり
4. 各計数については、各欄において四捨五入しているため、金額の単純な合計と合計欄の計数が一致しない場合がある。

物件に要する経費等の内訳

(別表1)

(単位：千円) (税込)

I. 前請負業者実施分（診療放射線技師等6職種）	北海道	東北	関東	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
<b>H26年度</b>										
消耗品費	100	142	808	251	439	97	64	356	22	2,279
備品費	61	87	496	154	270	60	39	219	13	1,399
試験会場借上費	1,881	2,305	15,874	4,780	7,756	1,857	1,468	6,357	349	42,627
診療放射線技師	408	236	3,081	1,183	1,442	365	309	907	0	7,931
臨床検査技師	306	261	4,189	662	1,363	385	533	1,149	75	8,923
理学療法士・作業療法士	529	709	3,578	1,328	2,465	0	626	2,504	156	11,895
視能訓練士	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理栄養士	638	1,099	5,026	1,607	2,486	1,107	0	1,797	118	13,878
訪問窓口設置費用	1,386	1,975	11,223	3,491	6,097	1,347	885	4,953	302	31,659
電話窓口設置費用	0	0	16,733	0	0	0	0	0	0	16,733
<b>小計</b>	<b>3,428</b>	<b>4,509</b>	<b>45,134</b>	<b>8,676</b>	<b>14,562</b>	<b>3,361</b>	<b>2,456</b>	<b>11,885</b>	<b>686</b>	<b>94,697</b>
<b>H27年度</b>										
消耗品費	98	142	808	251	439	97	64	356	23	2,278
備品費	61	87	496	154	270	60	39	219	13	1,399
試験会場借上費	1,880	2,190	15,686	4,766	7,855	1,853	1,625	6,357	417	42,629
診療放射線技師	431	201	2,926	1,151	1,558	362	400	902	0	7,931
臨床検査技師	282	245	4,103	686	1,351	415	548	1,199	94	8,923
理学療法士・作業療法士	505	684	3,569	1,334	2,476	0	677	2,450	201	11,896
視能訓練士	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理栄養士	662	1,060	5,088	1,595	2,470	1,076	0	1,806	122	13,879
訪問窓口設置費用	1,607	2,183	12,983	4,054	7,130	1,479	1,174	5,782	421	36,813
電話窓口設置費用	0	0	16,733	0	0	0	0	0	0	16,733
<b>小計</b>	<b>3,646</b>	<b>4,602</b>	<b>46,706</b>	<b>9,225</b>	<b>15,694</b>	<b>3,489</b>	<b>2,902</b>	<b>12,714</b>	<b>874</b>	<b>99,852</b>
<b>H28年度</b>										
消耗品費	99	135	804	251	441	92	73	358	26	2,279
備品費	61	83	494	154	271	56	45	220	16	1,400
試験会場借上費	1,861	2,528	15,034	4,693	8,256	1,713	1,358	6,696	488	42,627
診療放射線技師	346	470	2,797	873	1,536	319	253	1,246	91	7,931
臨床検査技師	390	529	3,147	982	1,728	358	284	1,401	102	8,921
理学療法士・作業療法士	519	706	4,195	1,310	2,304	478	379	1,869	136	11,896
視能訓練士	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理栄養士	606	823	4,895	1,528	2,688	558	442	2,180	159	13,879
訪問窓口設置費用	1,832	2,489	14,800	4,621	8,128	1,686	1,338	6,592	480	41,966
電話窓口設置費用	0	0	16,733	0	0	0	0	0	0	16,733
<b>小計</b>	<b>3,853</b>	<b>5,235</b>	<b>47,865</b>	<b>9,719</b>	<b>17,096</b>	<b>3,547</b>	<b>2,814</b>	<b>13,866</b>	<b>1,010</b>	<b>105,005</b>
<b>平均</b>										
消耗品費	99	140	807	251	440	95	67	357	24	2,279
備品費	61	86	495	154	270	59	41	219	14	1,399
試験会場借上費	1,874	2,341	15,531	4,746	7,956	1,808	1,484	6,470	418	42,628
診療放射線技師	395	302	2,935	1,069	1,512	349	321	1,018	30	7,931
臨床検査技師	326	345	3,813	777	1,481	386	455	1,250	90	8,922
理学療法士・作業療法士	518	700	3,781	1,324	2,415	159	561	2,274	164	11,896
視能訓練士	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理栄養士	635	994	5,003	1,577	2,548	914	147	1,928	133	13,879
訪問窓口設置費用	1,608	2,216	13,002	4,055	7,118	1,504	1,132	5,776	401	36,813
電話窓口設置費用	0	0	16,733	0	0	0	0	0	0	16,733
<b>小計</b>	<b>3,642</b>	<b>4,782</b>	<b>46,568</b>	<b>9,207</b>	<b>15,784</b>	<b>3,466</b>	<b>2,724</b>	<b>12,822</b>	<b>857</b>	<b>99,851</b>

II. 地方厚生（支）局実施分（医師等6職種）	北海道	東北	関東	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
<b>H26年度</b>										
消耗品費	67	70	523	0	216	32	30	141	73	1,151
備品費	327	585	257	89	349	17	2,410	516	45	4,595
試験会場借上費	7,479	10,570	61,350	5,258	13,580	12,795	6,830	7,627	821	126,311
医師	1,284	1,862	13,502	1,712	3,024	4,773	2,961	790	135	30,043
歯科医師	936	486	4,987	275	946	120	0	154	0	7,904
保健師	520	735	7,416	486	992	1,046	177	1,499	143	13,015
助産師	0	234	987	138	222	158	177	322	23	2,261
看護師	3,311	4,826	23,032	2,274	5,333	4,193	3,484	4,802	521	51,775
薬剤師	1,429	2,427	11,426	373	3,064	2,505	32	59	0	21,313
その他	0	0	559	407	215	272	355	249	0	2,057
<b>小計</b>	<b>7,874</b>	<b>11,225</b>	<b>62,688</b>	<b>5,754</b>	<b>14,359</b>	<b>13,116</b>	<b>9,626</b>	<b>8,533</b>	<b>938</b>	<b>134,113</b>
<b>H27年度</b>										
消耗品費	30	619	604	297	427	412	78	169	45	2,681
備品費	316	151	209	53	378	23	2,339	398	41	3,908
試験会場借上費	7,295	10,736	66,926	8,398	13,135	11,473	6,821	11,879	1,003	137,668
医師	1,287	1,943	13,691	1,818	3,155	2,611	2,967	1,392	349	29,214
歯科医師	932	486	4,399	324	956	120	0	154	0	7,371
保健師	295	536	4,208	279	575	593	158	2,965	123	9,732
助産師	0	238	932	138	253	197	158	785	26	2,726
看護師	3,373	4,769	22,850	5,466	4,953	4,824	3,506	6,524	506	56,771
薬剤師	1,409	2,765	20,846	373	3,242	3,129	32	59	0	31,854
その他	0	0	527	449	1,622	1,589	324	233	0	4,745
<b>小計</b>	<b>7,642</b>	<b>11,507</b>	<b>68,266</b>	<b>9,198</b>	<b>15,563</b>	<b>13,498</b>	<b>9,562</b>	<b>12,678</b>	<b>1,088</b>	<b>149,001</b>
<b>H28年度</b>	/									
消耗品費										
備品費										
試験会場借上費										
医師										
歯科医師										
保健師										
助産師										
看護師										
薬剤師										
その他										
<b>小計</b>										
<b>平均（H26・H27年度）</b>										
消耗品費	49	345	563	149	321	222	54	155	59	1,916
備品費	322	368	233	71	363	20	2,374	457	43	4,251
試験会場借上費	7,387	10,653	64,138	6,828	13,358	12,134	6,826	9,753	912	131,989
医師	1,285	1,903	13,597	1,765	3,089	3,692	2,964	1,091	242	29,628
歯科医師	934	486	4,693	300	951	120	0	154	0	7,638
保健師	407	636	5,812	383	784	820	168	2,232	133	11,373
助産師	0	236	959	138	238	178	168	553	24	2,494
看護師	3,342	4,797	22,941	3,870	5,143	4,508	3,495	5,663	513	54,273
薬剤師	1,419	2,596	16,136	373	3,153	2,817	32	59	0	26,584
その他	0	0	543	428	919	931	340	241	0	3,401
<b>小計</b>	<b>7,758</b>	<b>11,366</b>	<b>65,477</b>	<b>7,476</b>	<b>14,961</b>	<b>13,307</b>	<b>9,594</b>	<b>10,606</b>	<b>1,013</b>	<b>141,557</b>



(I+II)	北海道	東北	関東	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
<b>H26年度</b>										
消耗品費	167	212	1,331	251	655	129	94	497	95	3,430
備品費	388	672	753	243	619	77	2,449	735	58	5,994
試験会場借上費	9,360	12,875	77,224	10,038	21,336	14,652	8,298	13,984	1,170	168,938
診療放射線技師等6職種(Ⅰ)	1,881	2,305	15,874	4,780	7,756	1,857	1,468	6,357	349	42,627
医師等6職種(Ⅱ)	7,479	10,570	61,350	5,258	13,580	12,795	6,830	7,627	821	126,311
その他(Ⅱ)	0	0	559	407	215	272	355	249	0	2,057
訪問窓口設置費用(Ⅰ)	1,386	1,975	11,223	3,491	6,097	1,347	885	4,953	302	31,659
電話窓口設置費用(Ⅰ)	0	0	16,733	0	0	0	0	0	0	16,733
<b>小計</b>	<b>11,302</b>	<b>15,734</b>	<b>107,822</b>	<b>14,430</b>	<b>28,921</b>	<b>16,477</b>	<b>12,082</b>	<b>20,418</b>	<b>1,624</b>	<b>228,810</b>
<b>H27年度</b>										
消耗品費	128	761	1,412	548	866	509	142	525	68	4,959
備品費	377	238	705	207	648	83	2,378	617	54	5,307
試験会場借上費	9,175	12,926	82,612	13,164	20,990	13,326	8,446	18,236	1,420	180,297
診療放射線技師等6職種(Ⅰ)	1,880	2,190	15,686	4,766	7,855	1,853	1,625	6,357	417	42,629
医師等6職種(Ⅱ)	7,295	10,736	66,926	8,398	13,135	11,473	6,821	11,879	1,003	137,668
その他(Ⅱ)	0	0	527	449	1,622	1,589	324	233	0	4,745
訪問窓口設置費用(Ⅰ)	1,607	2,183	12,983	4,054	7,130	1,479	1,174	5,782	421	36,813
電話窓口設置費用(Ⅰ)	0	0	16,733	0	0	0	0	0	0	16,733
<b>小計</b>	<b>11,288</b>	<b>16,109</b>	<b>114,972</b>	<b>18,423</b>	<b>31,257</b>	<b>16,987</b>	<b>12,464</b>	<b>25,392</b>	<b>1,962</b>	<b>248,853</b>
<b>H28年度(Ⅰ)</b>										
消耗品費	99	135	804	251	441	92	73	358	26	2,279
備品費	61	83	494	154	271	56	45	220	16	1,400
試験会場借上費	1,861	2,528	15,034	4,693	8,256	1,713	1,358	6,696	488	42,627
診療放射線技師等6職種(Ⅰ)	1,861	2,528	15,034	4,693	8,256	1,713	1,358	6,696	488	42,627
医師等6職種(Ⅱ)										
その他(Ⅱ)										
訪問窓口設置費用(Ⅰ)	1,832	2,489	14,800	4,621	8,128	1,686	1,338	6,592	480	41,966
電話窓口設置費用(Ⅰ)	0	0	16,733	0	0	0	0	0	0	16,733
<b>小計</b>	<b>3,853</b>	<b>5,235</b>	<b>47,865</b>	<b>9,719</b>	<b>17,096</b>	<b>3,547</b>	<b>2,814</b>	<b>13,866</b>	<b>1,010</b>	<b>105,005</b>
<b>平均(H26・H27年度)</b>										
消耗品費	148	487	1,371	400	760	319	118	511	81	4,195
備品費	383	455	729	225	633	80	2,413	676	56	5,650
試験会場借上費	9,268	12,900	79,918	11,601	21,163	13,989	8,372	16,110	1,295	174,617
診療放射線技師等6職種(Ⅰ)	1,881	2,248	15,780	4,773	7,806	1,855	1,547	6,357	383	42,628
医師等6職種(Ⅱ)	7,387	10,653	64,138	6,828	13,358	12,134	6,826	9,753	912	131,989
その他(Ⅱ)	0	0	543	428	919	931	340	241	0	3,401
訪問窓口設置費用(Ⅰ)	1,497	2,079	12,103	3,773	6,614	1,413	1,030	5,368	362	34,236
電話窓口設置費用(Ⅰ)	0	0	16,733	0	0	0	0	0	0	16,733
<b>小計</b>	<b>11,295</b>	<b>15,921</b>	<b>111,397</b>	<b>16,426</b>	<b>30,089</b>	<b>16,732</b>	<b>12,273</b>	<b>22,905</b>	<b>1,793</b>	<b>238,832</b>

(注記事項)

1. Ⅰについては、請負業者との契約額を計上している。
2. 電話窓口については、東京都に1拠点のみ設置している。
3. 会場借上げの実績及び状況については別表3を参照。
4. 各計数については、各欄において四捨五入しているため、金額の単純な合計と合計欄の計数が一致しない場合がある。

試験監督員等に要する経費の内訳

(別表2)

(単位：千円)

I. 前請負業者実施分（診療放射線技師等6職種）	北海道	東北	関東	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
<b>H26年度</b>										
試験監督員等	1,896	2,643	15,295	4,812	8,310	1,863	1,176	6,612	391	42,998
診療放射線技師	226	130	1,706	655	798	202	171	502	0	4,390
臨床検査技師	116	98	1,581	250	514	145	201	434	28	3,367
理学療法士・作業療法士	680	910	4,594	1,706	3,165	0	804	3,215	201	15,275
視能訓練士	0	0	533	0	429	0	0	0	0	962
管理栄養士	874	1,505	6,881	2,201	3,404	1,516	0	2,461	162	19,004
願書受付・審査等	779	1,110	6,297	1,960	3,422	757	496	2,780	167	17,768
受験後提出書類の受付・確認	142	202	1,150	358	625	138	91	508	31	3,245
運送費その他	540	769	4,372	1,360	2,375	525	345	1,929	118	12,333
管理費等	680	968	5,502	1,711	2,989	660	434	2,428	148	15,520
<b>小計</b>	<b>4,037</b>	<b>5,692</b>	<b>32,616</b>	<b>10,201</b>	<b>17,721</b>	<b>3,943</b>	<b>2,542</b>	<b>14,257</b>	<b>855</b>	<b>91,864</b>
<b>H27年度</b>										
試験監督員等	1,900	2,532	15,252	4,792	8,362	1,831	1,299	6,571	461	43,000
診療放射線技師	239	111	1,620	637	862	201	222	499	0	4,391
臨床検査技師	106	92	1,548	259	510	157	207	453	36	3,368
理学療法士・作業療法士	649	878	4,584	1,712	3,180	0	870	3,146	258	15,277
視能訓練士	0	0	534	0	428	0	0	0	0	962
管理栄養士	906	1,451	6,966	2,184	3,382	1,473	0	2,473	167	19,002
願書受付・審査等	777	1,054	6,265	1,956	3,442	713	566	2,791	203	17,767
受験後提出書類の受付・確認	142	192	1,144	357	628	130	103	510	37	3,243
運送費その他	538	731	4,349	1,358	2,389	495	393	1,937	141	12,331
管理費等	650	883	5,249	1,639	2,883	598	474	2,338	170	14,884
<b>小計</b>	<b>4,007</b>	<b>5,392</b>	<b>32,259</b>	<b>10,102</b>	<b>17,704</b>	<b>3,767</b>	<b>2,835</b>	<b>14,147</b>	<b>1,012</b>	<b>91,225</b>
<b>H28年度</b>										
試験監督員等	1,860	2,522	14,362	4,865	8,549	1,113	1,754	7,501	475	43,001
診療放射線技師	192	260	1,548	483	850	176	140	690	50	4,389
臨床検査技師	147	200	1,188	371	652	135	107	529	38	3,367
理学療法士・作業療法士	649	878	4,585	1,812	3,180	0	870	3,146	159	15,279
視能訓練士	42	57	339	106	186	39	31	151	11	962
管理栄養士	830	1,127	6,702	2,093	3,681	763	606	2,985	217	19,004
願書受付・審査等	777	1,054	6,265	1,956	3,442	713	566	2,791	203	17,767
受験後提出書類の受付・確認	142	192	1,144	357	628	130	103	510	37	3,243
運送費その他	538	731	4,349	1,358	2,389	495	393	1,937	141	12,331
管理費等	750	1,020	6,062	1,893	3,329	691	548	2,700	197	17,190
<b>小計</b>	<b>4,067</b>	<b>5,519</b>	<b>32,182</b>	<b>10,429</b>	<b>18,337</b>	<b>3,142</b>	<b>3,364</b>	<b>15,439</b>	<b>1,053</b>	<b>93,532</b>
<b>平均</b>										
試験監督員等	1,885	2,566	14,970	4,823	8,407	1,602	1,410	6,895	442	43,000
診療放射線技師	219	167	1,625	592	837	193	178	564	17	4,390
臨床検査技師	123	130	1,439	293	559	146	172	472	34	3,367
理学療法士・作業療法士	659	889	4,588	1,743	3,175	0	848	3,169	206	15,277
視能訓練士	14	19	469	35	348	13	10	50	4	962
管理栄養士	870	1,361	6,850	2,159	3,489	1,251	202	2,640	182	19,003
願書受付・審査等	778	1,073	6,276	1,957	3,435	728	543	2,787	191	17,767
受験後提出書類の受付・確認	142	195	1,146	357	627	133	99	509	35	3,244
運送費その他	539	744	4,357	1,359	2,384	505	377	1,934	133	12,332
管理費等	693	957	5,604	1,748	3,067	650	485	2,489	172	15,865
<b>小計</b>	<b>4,037</b>	<b>5,534</b>	<b>32,352</b>	<b>10,244</b>	<b>17,921</b>	<b>3,617</b>	<b>2,914</b>	<b>14,614</b>	<b>973</b>	<b>92,207</b>

II. 地方厚生（支）局実施分（医師等6職種）	北海道	東北	関東	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
<b>H26年度</b>										
試験監督員等	3,883	7,998	38,748	9,998	12,846	7,672	1,901	10,795	1,211	95,052
医師	234	683	7,703	2,767	1,873	1,690	612	1,416	251	17,229
歯科医師	156	305	3,187	308	370	397	0	362	0	5,085
保健師	601	743	3,387	827	764	698	154	1,221	113	8,508
助産師	57	116	439	154	123	129	31	232	40	1,320
看護師	2,445	4,980	13,514	4,129	6,377	3,162	642	6,517	807	42,573
薬剤師	390	1,172	10,518	1,813	3,339	1,596	462	1,046	0	20,336
願書受付審査等の臨時事務員（派遣料）	0	1,766	3,526	1,278	2,109	3,668	0	2,549	705	15,599
会場設営・警備料等（役務費）	0	5,784	3,265	681	3,340	849	1,478	1,968	16	17,380
運送費その他	16	17	27	13	363	5	0	0	4	445
<b>小計</b>	<b>3,898</b>	<b>15,566</b>	<b>45,565</b>	<b>11,970</b>	<b>18,658</b>	<b>12,193</b>	<b>3,379</b>	<b>15,311</b>	<b>1,935</b>	<b>128,476</b>
<b>H27年度</b>										
試験監督員等	3,667	8,438	44,835	14,621	12,305	7,764	1,970	11,301	1,171	106,072
医師	296	743	7,432	3,938	1,712	1,913	693	1,566	254	18,547
歯科医師	149	320	3,105	607	287	427	0	379	0	5,274
保健師	182	853	2,542	677	326	381	103	512	82	5,657
助産師	55	130	581	295	114	123	31	218	40	1,587
看護師	2,500	5,142	18,307	6,551	6,839	3,316	669	7,341	795	51,460
薬剤師	485	1,251	12,868	2,552	3,027	1,604	474	1,286	0	23,546
願書受付審査等の臨時事務員（派遣料）	0	1,763	3,448	1,584	2,741	3,774	0	2,695	592	16,596
会場設営・警備料等（役務費）	0	5,829	2,600	664	2,936	965	1,488	1,295	0	15,777
運送費その他	16	0	17	13	410	5	0	0	6	466
<b>小計</b>	<b>3,682</b>	<b>16,030</b>	<b>50,901</b>	<b>16,881</b>	<b>18,393</b>	<b>12,508</b>	<b>3,458</b>	<b>15,291</b>	<b>1,768</b>	<b>138,911</b>
<b>H28年度</b>	/									
試験監督員等										
医師										
歯科医師										
保健師										
助産師										
看護師										
薬剤師										
願書受付審査等の臨時事務員（派遣料）										
会場設営・警備料等（役務費）										
運送費その他										
<b>小計</b>										
<b>平均（H26・H27年度）</b>										
試験監督員等	3,775	8,218	41,792	12,310	12,576	7,718	1,935	11,048	1,191	100,562
医師	265	713	7,568	3,353	1,792	1,802	653	1,491	253	17,888
歯科医師	152	312	3,146	457	329	412	0	370	0	5,180
保健師	392	798	2,965	752	545	540	129	866	98	7,083
助産師	56	123	510	225	119	126	31	225	40	1,454
看護師	2,472	5,061	15,911	5,340	6,608	3,239	656	6,929	801	47,016
薬剤師	437	1,211	11,693	2,183	3,183	1,600	468	1,166	0	21,941
願書受付審査等の臨時事務員（派遣料）	0	1,764	3,487	1,431	2,425	3,721	0	2,622	648	16,098
会場設営・警備料等（役務費）	0	5,806	2,932	672	3,138	907	1,483	1,631	8	16,578
運送費その他	16	9	22	13	387	5	0	0	5	456
<b>小計</b>	<b>3,790</b>	<b>15,798</b>	<b>48,233</b>	<b>14,426</b>	<b>18,525</b>	<b>12,351</b>	<b>3,418</b>	<b>15,301</b>	<b>1,852</b>	<b>133,694</b>

(I+II)	北海道	東北	関東	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
<b>H26年度</b>										
試験監督員等	5,779	10,641	54,043	14,810	21,156	9,535	3,077	17,407	1,602	138,050
診療放射線技師等6職種(I)	1,896	2,643	15,295	4,812	8,310	1,863	1,176	6,612	391	42,998
医師等6職種(II)	3,883	7,998	38,748	9,998	12,846	7,672	1,901	10,795	1,211	95,052
願書受付審査等の臨時事務員(派遣料)(II)	0	1,766	3,526	1,278	2,109	3,668	0	2,549	705	15,599
願書受付・審査等(I)	779	1,110	6,297	1,960	3,422	757	496	2,780	167	17,768
受験後提出書類の受付・確認(I)	142	202	1,150	358	625	138	91	508	31	3,245
会場設営・警備料等(役務費)(II)	0	5,784	3,265	681	3,340	849	1,478	1,968	16	17,380
運送費その他	556	786	4,399	1,373	2,738	530	345	1,929	122	12,778
管理費等(I)	680	968	5,502	1,711	2,989	660	434	2,428	148	15,520
<b>小計</b>	<b>7,935</b>	<b>21,258</b>	<b>78,181</b>	<b>22,171</b>	<b>36,379</b>	<b>16,136</b>	<b>5,921</b>	<b>29,568</b>	<b>2,790</b>	<b>220,340</b>
<b>H27年度</b>										
試験監督員等	5,567	10,970	60,087	19,413	20,667	9,595	3,269	17,872	1,632	149,072
診療放射線技師等6職種(I)	1,900	2,532	15,252	4,792	8,362	1,831	1,299	6,571	461	43,000
医師等6職種(II)	3,667	8,438	44,835	14,621	12,305	7,764	1,970	11,301	1,171	106,072
願書受付審査等の臨時事務員(派遣料)(II)	0	1,763	3,448	1,584	2,741	3,774	0	2,695	592	16,596
願書受付・審査等(I)	777	1,054	6,265	1,956	3,442	713	566	2,791	203	17,767
受験後提出書類の受付・確認(I)	142	192	1,144	357	628	130	103	510	37	3,243
会場設営・警備料等(役務費)(II)	0	5,829	2,600	664	2,936	965	1,488	1,295	0	15,777
運送費その他	554	731	4,366	1,371	2,799	500	393	1,937	147	12,797
管理費等(I)	650	883	5,249	1,639	2,883	598	474	2,338	170	14,884
<b>小計</b>	<b>7,689</b>	<b>21,422</b>	<b>83,160</b>	<b>26,983</b>	<b>36,097</b>	<b>16,275</b>	<b>6,293</b>	<b>29,438</b>	<b>2,780</b>	<b>230,136</b>
<b>H28年度(I)</b>										
試験監督員等	1,860	2,522	14,362	4,865	8,549	1,113	1,754	7,501	475	43,001
診療放射線技師等6職種(I)	1,860	2,522	14,362	4,865	8,549	1,113	1,754	7,501	475	43,001
医師等6職種(II)										
願書受付審査等の臨時事務員(派遣料)(II)										
願書受付・審査等(I)	777	1,054	6,265	1,956	3,442	713	566	2,791	203	17,767
受験後提出書類の受付・確認(I)	142	192	1,144	357	628	130	103	510	37	3,243
会場設営・警備料等(役務費)(II)										
運送費その他	538	731	4,349	1,358	2,389	495	393	1,937	141	12,331
管理費等(I)	750	1,020	6,062	1,893	3,329	691	548	2,700	197	17,190
<b>小計</b>	<b>4,067</b>	<b>5,519</b>	<b>32,182</b>	<b>10,429</b>	<b>18,337</b>	<b>3,142</b>	<b>3,364</b>	<b>15,439</b>	<b>1,053</b>	<b>93,532</b>
<b>平均(H26・H27年度)</b>										
試験監督員等	5,673	10,806	57,065	17,112	20,912	9,565	3,173	17,639	1,617	143,561
診療放射線技師等6職種(I)	1,898	2,588	15,274	4,802	8,336	1,847	1,238	6,592	426	42,999
医師等6職種(II)	3,775	8,218	41,792	12,310	12,576	7,718	1,935	11,048	1,191	100,562
願書受付審査等の臨時事務員(派遣料)(II)	0	1,764	3,487	1,431	2,425	3,721	0	2,622	648	16,098
願書受付・審査等(I)	778	1,082	6,281	1,958	3,432	735	531	2,786	185	17,768
受験後提出書類の受付・確認(I)	142	197	1,147	358	627	134	97	509	34	3,244
会場設営・警備料等(役務費)(II)	0	5,806	2,932	672	3,138	907	1,483	1,631	8	16,578
運送費その他	555	759	4,383	1,372	2,769	515	369	1,933	134	12,788
管理費等(I)	665	926	5,376	1,675	2,936	629	454	2,383	159	15,202
<b>小計</b>	<b>7,812</b>	<b>21,340</b>	<b>80,670</b>	<b>24,577</b>	<b>36,238</b>	<b>16,206</b>	<b>6,107</b>	<b>29,503</b>	<b>2,785</b>	<b>225,238</b>

(注記事項)

1. Iについては、請負事業者との契約額を計上している。
2. 試験監督等の状況については別表3を参照。
3. 願書受付件数については別表4を参照。
4. 管理費等には、管理費の他、試験運営マニュアルの作成承認や危機管理要領の作成承認にかかる費用が含まれている。
5. 各計数については、各欄において四捨五入しているので、金額の単純な合計と合計欄の計数が一致しない場合がある。

## 試験実施時の立会業務等について

年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)	受験室数 (室)	会場借料 (千円)	監督員等(人) 主任監督員・監督員 等、主に試験室での監督 に従事する人数	会場責任者・ 看護師等(人) 監督員等以外の人数
I. 前請負業者実施分(診療放射線技師等6職種)							
26 年度	診療放射線技師	札幌コンベンションセンター	161	1	325	7	6
		サンフェスタ・卸町会館	93	1	126	6	6
		大正大学	1,216	21	1,713	70	18
		愛知学院大学 日進キャンパス	467	7	278	25	10
		大阪商業大学	569	4	665	22	10
		広島工業大学専門学校	144	1	227	7	6
		サン・イレブン高松	122	1	127	7	6
		南近代ビル	358	4	868	19	7
	臨床検査技師	札幌コンベンションセンター	155	1	313	7	6
		サンフェスタ・卸町会館	132	1	178	7	6
		大正大学	2,121	35	2,987	118	24
		愛知学院大学 日進キャンパス	335	5	227	18	10
		大阪商業大学	690	4	807	24	14
		広島工業大学専門学校	195	4	300	14	6
		サン・イレブン高松	270	3	280	13	6
		福岡国際会議場	582	6	1,567	25	8
	理学療法士・作業療法士	ジュビランス	38	1	466	5	5
		大原簿記情報専門学校札幌校	506	12	626	38	8
		札幌科学技術専門学校	303	9	242	29	7
		東北薬科大学	1,083	15	1,238	49	14
		東京工科大学 蒲田キャンパス	1,500	38	1,957	119	22
		國學院大学 渋谷キャンパス	1,375	21	1,236	74	21
		亜細亜大学	1,084	15	1,165	53	16
		青山学院大学 青山キャンパス	630	4	1,142	27	10
		日本獣医生命科学大学	877	11	1,051	37	13
		愛知学院大学 日進キャンパス	2,031	29	1,269	100	26
		大阪学院大学	1,674	22	1,338	82	23
		大阪産業大学	1,020	11	704	44	21
		大和大学	903	10	538	39	13
		香川大学 幸町キャンパス	630	7	484	30	11
		高松センタービル	327	8	968	26	7
		福岡大学 七隈キャンパス	2,750	30	2,198	116	32
		九州産業大学	1,080	7	1,113	39	17
		沖縄大学	239	3	414	14	9
		視能訓練士	大正大学	519	9		32
	大阪商業大学		418	4	放射線に含む	17	4
	管理栄養士	札幌コンベンションセンター	988	3	2,000	32	11
		サンフェスタ・卸町会館	1,070	7	1,446	37	14
		東北薬科大学	632	9	784	31	10
		大妻女子大学	2,100	30	1,240	102	22
		昭和女子大学	1,680	34	2,446	110	17
		大正大学	1,800	32	2,535	105	19
		東京工科大学 蒲田キャンパス	2,200	43	2,897	137	23
		愛知学院大学 日進キャンパス	2,488	19	1,538	96	24
		大阪産業大学	1,954	17	1,164	76	20
		大阪電気通信大学	1,894	16	1,647	72	20
		くらしき作陽大学	1,200	19	286	64	15
岡山大学 津島キャンパス		514	10	236	34	10	
福岡大学		1,483	14	1,182	62	16	
九州産業大学		1,299	12	1,329	53	16	
琉球大学		183	3	348	12	6	
診療放射線技師	TKP札幌駅カンファレンスセンター	182	3	1,118	11	6	
	サンフェスタ・卸町会館	85	1	130	4	6	
	大正大学	1,236	18	1,638	62	16	
	愛知学院大学 日進キャンパス	486	9	335	29	9	
	大阪商業大学	658	4	643	20	10	
	安田女子大学	153	2	175	8	6	
	サン・イレブン高松	169	1	140	6	6	
	南近代ビル	381	3	891	16	7	
	臨床検査技師	TKP札幌駅カンファレンスセンター	146	2	897	8	6
		サンフェスタ・卸町会館	127	1	194	6	6
		大正大学	2,128	34	2,820	116	23
		愛知学院大学 日進キャンパス	356	6	253	21	9
大阪商業大学		701	5	685	23	11	
安田女子大学		215	3	245	11	6	
サン・イレブン高松		284	3	235	13	6	
南近代ビル		622	5	1,455	24	8	
理学療法士・作業療法士	ジュビランス	49	1	481	4	5	
	札幌コンベンションセンター	823	7	1,697	33	10	
	東北薬科大学	1,114	16	1,512	50	14	
	拓殖大学 文京キャンパス	2,488	22	5,359	89	28	
	東京工科大学 蒲田キャンパス	1,560	39	2,122	125	19	
	立教大学 池袋キャンパス	1,765	25	3,110	88	20	
	愛知学院大学 日進キャンパス	2,172	29	1,422	101	23	
	大阪商業大学	1,213	12	1,185	45	14	
	大阪電気通信大学	2,000	18	1,713	74	23	
大和大学	820	8	822	33	10		
27 年度							



年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)	受験室数 (室)	会場借料 (千円)	監督員等(人) 主任監督員・監督員 等、主に試験室での監督 に従事する人数	会場責任者・ 看護師等(人) 監督員等以外の人数	
		香川大学 幸町キャンパス	1,103	15	577	53	14	
		九州大学 伊都キャンパス	1,049	9	509	45	13	
		福岡大学	1,600	18	1,245	63	19	
		福岡女学院大学	1,341	23	770	73	17	
		琉球大学 千原キャンパス	328	4	404	16	7	
	視能訓練士	大正大学	506	10	放射線を含む	32	5	
		大阪商業大学	405	6		21	4	
	管理栄養士	北海道経済センター	390	2	366	14	6	
		北海道大学 札幌キャンパス	590	13	470	41	9	
		サンフェスタ・卸町会館	1,071	7	1,637	38	13	
		東北薬科大学	498	10	756	34	7	
		大妻女子大学	1,860	31	1,250	100	20	
		青山学院大学 青山キャンパス	2,355	34	4,989	126	24	
		大正大学	1,688	29	2,237	96	17	
		東京工科大学 蒲田キャンパス	1,629	29	2,244	93	18	
		愛知学院大学 日進キャンパス	2,361	23	1,536	97	24	
		大阪産業大学 中央キャンパス	1,910	17	1,451	73	19	
		大阪商業大学	1,747	24	1,721	84	18	
		岡山大学 津島キャンパス	488	10	176	34	8	
		くらしき作陽大学	1,105	14	257	51	12	
		西南学院大学	2,078	26	1,160	99	21	
		福岡女学院大学	596	13	280	44	8	
		琉球大学	181	2	242	9	6	
	28 年度	診療放射線技師	未定 (入札公告時までに記載予定)					
		臨床検査技師						
		理学療法士・作業療法士						
視能訓練士								
管理栄養士								

年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)	受験室数 (室)	会場借料 (千円)	監督員等(人) 主任監督員・監督員 等、主に試験室での監督 に従事する人数	会場責任者・ 看護師等(人) 監督員等以外の人数	
II. 地方厚生(支)局実施分(医師等6職種)								
26 年度	医師	札幌コンベンションセンター	329	1	1,284	11	3	
		産業見本市会場サンフェスタ	705	7	1,862	29	9	
		大正大学	2,224	42	7,880	135	18	
		NTT中央研修センタ	860	11	5,557	35	15	
		日本歯科大学新潟生命歯学部	114	4	65	6	5	
		愛知学院大学日進キャンパス	920	14	778	45	8	
		石川県青少年総合研修センター	430	8	935	28	6	
		桃山学院大学	1,428	17	3,024	65	11	
		広島サンプラザ	475	6	4,773	33	12	
		サンメッセ香川	550	1	2,961	20	8	
		第一薬科大学	952	9	649	61	6	
		熊本保健科学大学	227	4	142	18	4	
	沖縄県自治研修所	120	3	135	11	4		
	歯科医師	札幌コンベンションセンター	199	1	936	7	3	
		産業見本市会場サンフェスタ	265	1	486	10	8	
		東京工科大学蒲田キャンパス	1,728	46	4,922	139	18	
		日本歯科大学新潟生命歯学部	154	5	65	9	4	
		愛知学院大学日進キャンパス	282	4	275	16	5	
		桃山学院大学	536	9	946	25	9	
		広島大学霞キャンパス	65	2	120	6	6	
		西日本短期大学	468	5	154	33	7	
		札幌コンベンションセンター	745	2	520	16	3	
		産業見本市会場サンフェスタ	704	7	653	29	11	
		国立大学法人弘前大学	524	10	82	30	9	
		大正大学	2,113	39	2,583	115	22	
	保健師	明治学院大学白金キャンパス	954	17	1,587	51	14	
		東京工科大学蒲田キャンパス	960	17	1,186	47	11	
		NTT中央研修センタ	1,210	26	2,060	72	17	
		愛知学院大学日進キャンパス	2,078	20	486	86	12	
		金沢医科大学	475	4	0	19	5	
		大阪産業大学	2,676	20	992	116	11	
		広島工業大学専門学校	533	9	1,046	27	6	
		高松市総合体育館	886	1	177	25	8	
		九州産業大学	2,125	15	1,499	82	7	
		沖縄キリスト教学院大学	197	4	143	18	4	
		札幌第1合同庁舎	70	1	0	3	3	
		助産師	産業見本市会場サンフェスタ	119	1	213	6	5
	国立大学法人弘前大学		23	1	21	4	4	
	大正大学		645	14	987	38	12	
	愛知学院大学日進キャンパス		268	4	138	15	4	
	金沢医科大学		41	1	0	3	4	
	大阪産業大学		388	5	222	18	7	
	広島工業大学専門学校		88	1	158	4	4	
	高松市総合体育館		84	1	177	4	6	
	九州産業大学		294	2	322	16	4	
	沖縄キリスト教学院大学		31	1	23	4	4	
	看護師		札幌コンベンションセンター	2,155	10	2,063	86	4
			TKP札幌駅カンファレンスセンター他	882	18	1,248	67	4
		夢メッセみやぎ	3,044	20	4,355	96	27	
		国立大学法人弘前大学	1,246	27	471	74	17	
		東京工科大学蒲田キャンパス	3,190	68	4,771	201	21	
		立教大学池袋キャンパス	4,368	59	5,411	199	30	
		昭和女子大学	3,239	60	3,741	184	23	
		東京工科大学八王子キャンパス	2,085	25	2,012	89	17	
		明治学院大学白金キャンパス	922	12	1,602	39	13	
		東京外国語大学府中キャンパス	1,988	56	1,391	158	16	
NTT中央研修センタ		2,813	69	4,103	203	23		
愛知学院大学日進キャンパス		6,081	47	1,380	236	22		
北陸大学太陽が丘キャンパス		1,822	23	894	93	12		
大阪産業大学		4,845	40	2,158	216	18		
近畿大学		5,455	55	3,175	259	22		
広島市中小企業会館		817	11	1,903	44	12		
広島国際大学		2,792	24	2,289	124	12		
サンメッセ香川		2,550	3	3,184	57	11		
四国学園高松大学・高松短期大学		876	11	299	37	6		
九州産業大学		3,530	31	2,389	146	7		
第一薬科大学		2,169	22	425	102	7		
福岡大学		3,711	36	1,989	166	7		
琉球大学		900	16	521	60	8		
薬剤師		TKP札幌カンファレンスセンター他	504	11	1,429	37	3	
	産業見本市会場サンフェスタ	1,168	2	2,427	29	11		
	大正大学	2,671	45	6,051	141	21		
	東京学芸大学	2,163	54	1,350	153	19		
	東京工科大学八王子キャンパス	2,068	25	4,024	84	18		
	名城大学天白キャンパス	1,383	8	0	50	8		
	北陸大学太陽が丘キャンパス	391	4	373	17	6		
	大阪産業大学	3,415	26	3,064	154	10		
	広島市中小企業会館	679	10	2,505	51	11		
	徳島文理大学	577	6	32	22	6		

年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)	受験室数 (室)	会場借料 (千円)	監督員等(人) 主任監督員・監督員 等、主に試験室での監督 にに従事する人数	会場責任者・ 看護師等(人) 監督員等以外の人数
27 年度	医師	第一薬科大学	1,415	10	59	71	8
		札幌コンベンションセンター	354	1	1,287	13	3
		産業見本市会場サンフェスタ	750	8	1,943	34	9
		NTT中央研修センタ	1,215	20	6,678	73	8
		大正大学	1,924	36	6,949	114	10
		日本歯科大学新潟生命歯学部	143	5	65	12	2
		愛知学院大学日進キャンパス	931	15	779	47	8
		石川県青少年総合研修センター	450	9	1,039	31	6
		桃山学院大学	1,479	18	3,155	68	17
		広島県立広島産業会館東展示館	561	8	2,611	33	12
		サンメッセ香川	585	1	2,967	21	9
		九州共立大学	983	12	1,171	64	8
		熊本保健科学大学	232	3	221	16	4
		浦添市産業振興センター・結の街	129	2	349	10	4
		札幌コンベンションセンター	178	1	932	8	3
		産業見本市会場サンフェスタ	240	1	486	10	6
		大正大学	1,755	33	4,335	107	10
		日本歯科大学新潟生命歯学部	136	5	65	12	4
		愛知学院大学日進キャンパス	328	5	324	19	7
	桃山学院大学	529	9	956	25	8	
	広島大学霞キャンパス	65	2	120	6	6	
	西日本短期大学	474	5	154	32	11	
	歯科医師	札幌コンベンションセンター	218	1	295	11	3
		産業見本市会場サンフェスタ	508	3	449	18	8
		国立大学法人弘前大学	290	5	87	18	9
		東京工科大学蒲田キャンパス	1,003	17	1,186	57	3
		明治学院大学白金キャンパス	907	15	1,464	49	7
		大正大学	1,173	23	1,559	71	8
		愛知学院大学日進キャンパス	995	6	279	35	9
		金沢医科大学	415	4	0	18	5
		大阪産業大学	1,391	11	575	60	13
		広島工業大学専門学校	533	4	593	27	6
		高松市総合体育館	488	1	158	15	7
		南近代ビル	820	6	2,965	35	7
		沖縄キリスト教学院大学	146	3	123	13	4
		札幌第1合同庁舎	65	1	0	3	3
		産業見本市会場サンフェスタ	136	1	216	7	4
		国立大学法人弘前大学	22	1	22	6	4
		大正大学	655	13	932	44	7
		愛知学院大学日進キャンパス	230	4	138	15	4
		金沢医科大学	42	1	0	3	4
	大阪産業大学	398	5	253	19	5	
	広島工業大学専門学校	94	1	197	4	4	
	高松市総合体育館	84	1	158	5	6	
	南近代ビル	278	3	785	14	6	
	沖縄キリスト教学院大学	31	1	26	4	4	
	助産師	札幌コンベンションセンター	2,154	10	1,930	83	4
		TKP札幌駅カンファレンスセンター他	843	16	1,443	64	4
		夢メッセみやぎ	2,990	19	4,284	95	27
		国立大学法人弘前大学	1,281	30	485	93	17
		東京工科大学蒲田キャンパス	3,120	65	4,593	212	13
大正大学		2,276	38	2,741	130	11	
玉川大学		1,438	35	1,925	107	9	
明治学院大学白金キャンパス		1,973	42	2,556	133	5	
東京工科大学八王子キャンパス		2,356	28	2,208	111	6	
東京外国語大学府中キャンパス		2,096	55	1,469	225	10	
昭和女子大学		3,377	60	3,741	191	14	
NTT中央研修センタ		2,401	57	3,616	182	12	
中京大学名古屋キャンパス		3,425	40	2,508	139	21	
名古屋工業大学		2,795	41	2,264	127	21	
北陸大学太陽が丘キャンパス		1,372	16	695	67	12	
金沢医科大学		468	4	0	19	5	
大阪産業大学		5,671	51	2,663	261	28	
桃山学院大学		4,944	54	2,291	241	21	
広島市中小企業会館		813	11	2,534	44	12	
広島国際大学		2,966	26	2,289	124	12	
サンメッセ香川		2,580	3	3,189	57	10	
四国学園高松大学・高松短期大学		939	13	317	42	6	
九州共立大学		2,390	23	815	115	9	
南近代ビル		1,090	8	2,996	49	7	
第一薬科大学		1,996	21	392	96	9	
福岡大学		3,918	33	2,321	173	11	
琉球大学		870	15	506	57	8	
看護師		札幌コンベンションセンター	581	2	1,409	35	3
		産業見本市会場サンフェスタ	1,262	3	2,765	33	10
		東京工科大学蒲田キャンパス	1,059	19	2,927	63	8
	NTT中央研修センタ	1,340	24	4,946	84	11	
	東京工科大学八王子キャンパス	1,300	17	2,641	65	12	
	立教大学池袋キャンパス	2,960	45	10,333	164	6	
	名城大学天白キャンパス	1,424	8	0	42	7	
薬剤師	札幌コンベンションセンター	581	2	1,409	35	3	
	産業見本市会場サンフェスタ	1,262	3	2,765	33	10	
	東京工科大学蒲田キャンパス	1,059	19	2,927	63	8	
	NTT中央研修センタ	1,340	24	4,946	84	11	
	東京工科大学八王子キャンパス	1,300	17	2,641	65	12	
	立教大学池袋キャンパス	2,960	45	10,333	164	6	
	名城大学天白キャンパス	1,424	8	0	42	7	

年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)	受験室数 (室)	会場借料 (千円)	監督員等 (人) 主任監督員・監督員 等、主に試験室での監督 に従事する人数	会場責任者・ 看護師等 (人) 監督員等以外の人数
		北陸大学太陽が丘キャンパス	368	5	373	17	5
		大阪産業大学	3,454	28	3,242	154	17
		広島市中小企業会館	663	10	3,129	51	11
		徳島文理大学	575	5	32	19	7
		第一薬科大学	1,554	11	59	78	11
28 年度	医師	未定 (入札公告時まで記載予定)					
	歯科医師						
	保健師						
	助産師						
	看護師						

年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)	受験室数 (室)	会場借料 (千円)	監督員等(人) 主任監督員・監督員 等、主に試験室での監督に 従事する人数	会場責任者・ 看護師等(人) 監督員等以外の人数
	薬剤師						

(注記事項)

- 各施設に対して、約1年前から事前に申し入れを行った上で、調整を進めていく必要がある。なお、合同庁舎会議室等、国有財産の利用については、現行の規模の範囲内かつ予約が空いている場合のみ使用を認めるが、予約が埋まっている場合等は民間事業者が自ら会場の確保をする必要がある。
- 受験者数、受験室数、監督員等及び会場責任者・看護師等は、1日あたりの数量を記載している。  
※ 医師試験は3日間、歯科医師試験・薬剤師試験は2日間を要する。
- 会場借料はⅠ、Ⅱともに実績を計上している。
- 平成27年度のうち、経済連携協定(EPA)に基づく看護師国家試験受験者用の試験室数は以下の通り。  
北海道：教室1(11人) 宮城：教室1(6人) 東京：教室3(78人、38人、10人) 愛知：教室1(61人)、  
石川：教室1(7人) 大阪：教室1(131人) 広島：教室1(13人) 香川：教室1(21人) 福岡：教室1(52人)、  
沖縄：教室1(4人) 合計：教室12(432人)
- 平成28年度については各試験の試験日が2月以降であるため、試験会場は予定を記載しており、受験者数、受験室数、会場借料、監督員等人数、会場責任者・看護師等人数は、記載していない。

### 合格発表の会場について

合格発表の掲示については、これまで厚生労働本省において全受験者分を、診療放射線技師等6職種については、各国家試験臨時事務所において当該事務所の所掌試験地にかかる受験者分を、医師等6職種については、各地方厚生(支)局において当該局の所掌試験地にかかる受験者分を実施している。各掲示場所の住所は次のとおり。

I. 前請負業者実施分(診療放射線技師等6職種)	各掲示場所の住所
厚生労働本省	東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館
パソナ・札幌国家試験担当	北海道札幌市中央区北5条西2丁目5番 JRタワーオフィスプラザさっぽろ 16階
パソナ・仙台国家試験担当	宮城県仙台市青葉区中央1丁目2番3号 仙台マークワン 18階
パソナ国家試験担当	東京都千代田区大手町2丁目6番4号
パソナ・名古屋国家試験担当	名古屋県名古屋市中区栄3丁目6番1号 栄三丁目ビル(ラシック) 10階
パソナ・大阪国家試験担当	大阪府大阪市中央区淡路町4丁目2番5号 パソナグループビルアネックス
パソナ・広島国家試験担当	広島県広島市中区紙屋町1丁目1番17号 広島ミッドタウンビル 8階
パソナ・高松	香川県高松市亀井町2丁目1番 朝日生命高松ビル1階
パソナ・福岡国家試験担当	福岡県福岡市中央区天神1丁目6番8号 天神ツインビル 13階
人材派遣センターオキナワ国家試験担当	沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号 琉球リース総合ビル 9階
II. 地方厚生(支)局実施分(医師等6職種)	各掲示場所の住所
厚生労働本省	東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館
北海道厚生局	北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
東北厚生局	宮城県仙台市青葉区花京院1丁目1番20号 花京院スクエア
関東信越厚生局	埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館
東海北陸厚生局	愛知県名古屋市東区白壁1丁目15番1 名古屋合舎第3号館
近畿厚生局	大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館
中国四国厚生局	広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館
四国厚生支局	香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎
九州厚生局	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第2合同庁舎
九州厚生局沖縄分室	沖縄県那覇市樋川1丁目15番15号 那覇第1地方合同庁舎

願書受付件数（件）

（別表4）  
（単位：人）

		H26年度	H27年度	H28年度
I. 前請負業者実施分（診療放射線技師等6職種）				
診療放射線技師	北海道	161	182	182
	東北	93	85	88
	関東	1,216	1,236	1,591
	東海	467	486	526
	近畿	569	658	607
	中国	144	153	152
	四国	122	169	192
	九州	358	381	402
	小計	3,130	3,350	3,740
臨床検査技師	北海道	155	146	159
	東北	132	127	118
	関東	2,121	2,128	2,662
	東海	335	356	400
	近畿	690	701	878
	中国	195	215	194
	四国	270	284	308
	九州	582	622	799
	沖縄	38	49	29
小計	4,518	4,628	5,547	
理学療法士・作業療法士	北海道	809	823	1,026
	東北	1,083	1,114	1,325
	関東	5,467	5,813	6,642
	東海	2,031	2,172	2,408
	近畿	3,597	4,033	4,531
	四国	957	1,103	1,232
	九州	3,830	3,990	4,483
	沖縄	239	328	353
	小計	18,013	19,376	22,000
視能訓練士	関東	519	506	503
	近畿	418	405	433
	小計	937	911	936
管理栄養士	北海道	988	980	1,100
	東北	1,702	1,569	1,840
	関東	7,780	7,532	8,560
	東海	2,488	2,361	2,620
	近畿	3,848	3,657	4,170
	中国	1,714	1,593	1,880
	九州	2,782	2,674	3,120
	沖縄	183	181	210
小計	21,485	20,547	23,500	
合計		48,083	48,812	55,723



		H26年度	H27年度	H28年度
II. 地方厚生（支）局実施分（医師等6職種）				
医師	北海道	329	354	384
	東北	705	750	770
	関東	3,198	3,282	3,316
	東海	1,350	1,381	1,500
	近畿	1,428	1,479	1,492
	中国	497	584	623
	四国	550	585	605
	九州	1,179	1,215	1,286
	沖縄	120	129	109
	小計	9,356	9,759	10,085
歯科医師	北海道	199	178	150
	東北	265	240	358
	関東	1,882	1,891	2,169
	東海	282	328	440
	近畿	536	529	493
	中国	63	66	65
	九州	468	474	511
	小計	3,695	3,706	4,186
保健師	北海道	745	218	176
	東北	1,228	798	815
	関東	5,237	3,083	3,340
	東海	2,553	1,410	1,501
	近畿	2,676	1,391	1,500
	中国	1,245	533	585
	四国	886	488	462
	九州	2,125	820	809
	沖縄	197	146	154
	小計	16,892	8,887	9,342
助産師	北海道	70	65	70
	東北	142	157	161
	関東	645	655	693
	東海	309	272	325
	近畿	388	398	438
	中国	89	94	113
	四国	84	81	79
	九州	294	278	301
	沖縄	31	31	35
	小計	2,052	2,031	2,215

		H26年度	H27年度	H28年度
看護師	北海道	3,037	2,997	3,093
	東北	4,290	4,271	4,391
	関東	18,605	19,128	19,445
	東海	7,903	8,060	7,800
	近畿	10,300	10,615	10,953
	中国	3,609	3,779	4,011
	四国	3,426	3,519	3,630
	九州	9,410	9,394	9,454
	沖縄	900	870	939
	小計	61,480	62,633	63,716
薬剤師	北海道	504	581	680
	東北	1,168	1,262	1,100
	関東	6,902	6,659	6,630
	東海	1,774	1,792	1,600
	近畿	3,415	3,454	3,290
	中国	791	781	740
	四国	577	575	580
	九州	1,415	1,554	1,360
	小計	16,546	16,658	15,980
	合計		110,021	103,674
総計		158,104	152,486	161,247

(注記事項)

H28年度の願書受付の締め切りは1月中であるため、H28年度の件数は見込みを計上している。

## 2. 従来の実施に要した人員

I. 前請負業者実施分（診療放射線技師等6職種）	北海道	東北	関東信越	東海北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
人件費（常勤職員）										
H26年度	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月
H27年度	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月
H28年度	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月
平均	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月
人件費（非常勤職員）										
H26年度	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月
H27年度	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月
H28年度	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月
平均	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月
II. 地方厚生（支）局実施分（医師等6職種）	北海道	東北	関東信越	東海北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
人件費（常勤職員）										
H26年度	11人月	7人月	13人月	19人月	11人月	9人月	15人月	15人月	8人月	108人月
H27年度	11人月	7人月	18人月	19人月	12人月	9人月	16人月	18人月	8人月	118人月
H28年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0人月
平均（H26、27年度）	11人月	7人月	16人月	19人月	12人月	9人月	16人月	16人月	8人月	113人月
人件費（非常勤職員）										
H26年度	4人月	9人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	13人月
H27年度	4人月	8人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	12人月
H28年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0人月
平均（H26、27年度）	4人月	8人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	12人月

（注記事項）

Iについては、入札の対象である業務の全部を請負により実施したため、人員は0人月としている。

（業務従事者に求められる知識・経験等）

試験実施事業の公平・厳正な実施を確保する観点から、特に責任者の立場として常勤で業務に従事する者については、国家試験、公的試験又はこれらに類する試験の監督や出願受付業務を経験した者であることに加え、試験執行を的確に遂行するための知識・リーダーシップ、願書受付・会場確保をスムーズに行うための企画力・知識などが望まれる。

（業務の繁閑の状況とその対応）

本件業務の国家試験は、各試験ごとに年1回（いずれも2月～3月）実施される。

試験は例年9月又は10月にその年度の実施が公告され、受験願書の受付・審査（11月～1月）及び受験票の発送（2月）の時期には、請負事業者の職員に加え、派遣職員を活用して対応している。

また、受験資格について取得見込で受験した者について事後提出書類の受付・審査（3月）があるが、当該事務については基本的に請負事業者の職員が対応している。

試験当日の立会業務への対応については、主任監督員、監督員等について請負事業者の職員の他、登録社員、派遣社員により対応している。

例年、願書の受付時期である11月から受験票等の発送を完了する2月、そして試験会場の運営業務が完了する3月までが事務の繁忙期となる。

合格発表については3月下旬となるが、試験種によっては受験者数が多いことから、合格発表の会場の確保について留意が必要である。

<参考>年間スケジュール概要

- 受験願書配布期間 10月上旬～1月中旬
- 受験願書受付期間 11月上旬～1月中旬
- 試験期日 2月上旬～3月上旬

※日程については例年上記の日程で実施しているが、一定程度変更する場合があります。

※試験会場の確保については、試験日程が大学等のいわゆる受験シーズンと重なることから、会場に適した施設が確保しづらい場合があるので、十分に留意して対応する必要があります。

3 従来の実施における達成基準

	26年度		27年度		28年度		
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績	
I. 前請負業者実施分(診療放射線技師等6職種)							
(診療放射線技師)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	試験未実施
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	1	0	0	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	0	
(臨床検査技師)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	試験未実施
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	1	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	0	
(理学療法士)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	試験未実施
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	0	

	26年度		27年度		28年度		
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績	
(作業療法士)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	試験未実施
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	1	0	1	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	0	
(視能訓練士)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	試験未実施
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	0	
(管理栄養士)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	試験未実施
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	1	0	1	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	0	

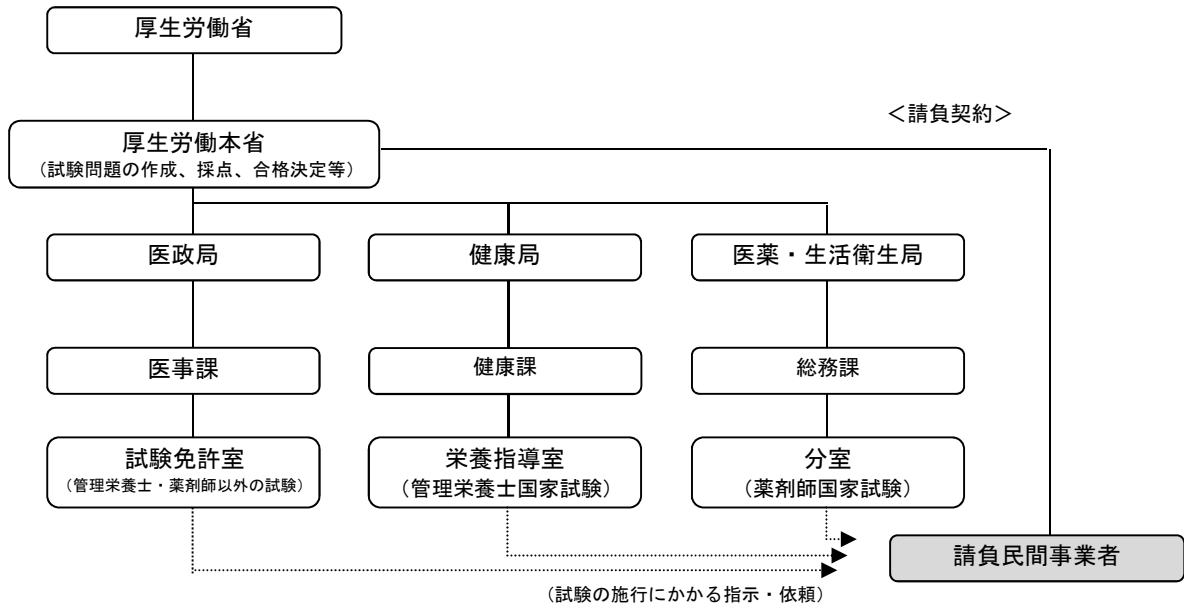
	26年度		27年度		28年度		
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績	
II. 地方厚生(支)局実施分(医師等6職種)							
(医師)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	試験未実施
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	0	
(歯科医師)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	試験未実施
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	0	
(保健師)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	試験未実施
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	0	

	26年度		27年度		28年度		
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績	
<b>(助産師)</b>							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	試験未実施
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	0	
<b>(看護師)</b>							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	試験未実施
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	1	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	0	
<b>(薬剤師)</b>							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	試験未実施
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	1	0	0	0	0	
不正受験	0	1	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	0	
<b>(注意事項)</b>							
<p>医師国家試験等を適正、確実かつ公正に実施するため、試験実施に当たり不正受験の防止に努め、試験問題の事前漏洩、正味時間の確保、本人確認・出欠確認の適切な遂行、確実な答案用紙の回収を行う必要があります。</p> <p>また、受験願書の配付に当たっては配付漏れのないように、受験票の発送洩れ、誤発送のないようにする必要があります。</p> <p>多数の受験者に対応するため適切な試験会場を確保する必要があります。</p>							

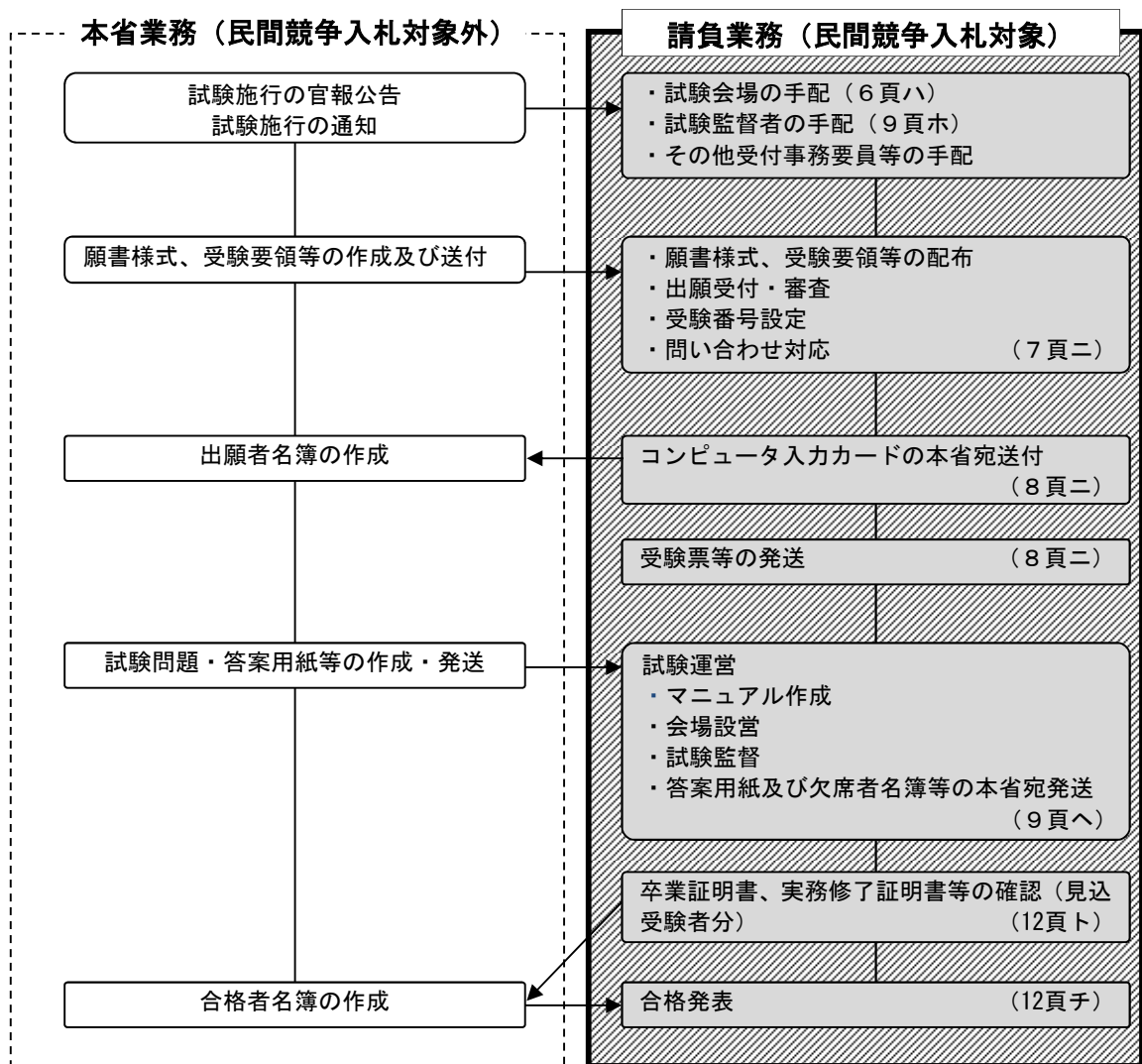


#### 4 従来の実施方法等

##### (1) 実施にかかる組織体制



##### (2) 業務フローについて



(別紙3)

## 個人情報に関する取扱い

(定義)

第1条 本契約における個人情報とは、厚生労働省（以下「甲」という。）から民間事業者（以下「乙」という。）に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）として甲が指定する情報をいう。

(秘密保持)

第2条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によっても個人情報を第三者に開示又は提供等してはならないものとする。

2 甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改ざん及び漏洩などの事故等（以下『事故等』と言う。）故意、過失を問わない。）を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(個人情報の使用)

第3条 乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

(複製等)

第4条 乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であって、かつ、甲の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

2 乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

(管理)

第5条 乙は、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定め甲の承認を得るものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

る。

- (1) 個人情報の取扱い責任者
- (2) 個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者
- (3) 個人情報の授受、移送方法
- (4) 個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」と言う。）の方法
- (5) 個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法
- (6) 個人情報の取扱いに使用する装置、機器、媒体等への技術的安全装置の内容
- (7) 従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等

3 乙は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要がある従業員その他、業務遂行に従事する者（以下「従業員等」と言う。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

（個人情報の取得）

第6条 乙は、本件業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知のうえ甲の指示に従うものとする。なお、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

（問合せ等）

第7条 乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡のうえ、甲の指示に従わなければならない。

（個人情報の返還）

第8条 乙は、甲の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

（事故発生時の対応等）

第9条 乙は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはその恐れがあることを知った場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるもの

とする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。

なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。

- 3 前2項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

#### (再委託の取扱)

第10条 乙は、甲の書面による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めることができるものとする。
- 3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本別紙3と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

#### (監査)

第11条 乙は、本件業務期間中、少なくとも6ヶ月1回又は甲が求めた場合はその都度、第2条から第4条並びに第5条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。

- 2 甲は、必要があると認めた場合において乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙3上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等については甲と乙で協議するものとする。
- 3 甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。
- 4 第1項又は第2項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、或いは第3項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。